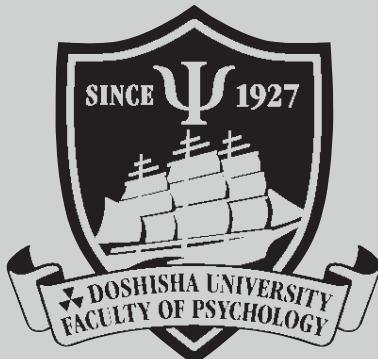


同志社大学 心理学部

Course Guidelines

2025年度生用
履修・登録の手引き



CONTENTS

心理学部について

- 2頁 • 心理学部で学ぶということ
目指すべき人材(物)像
ディプロマ・ポリシー

カリキュラムについて

- 4頁 • カリキュラム・ポリシー
5頁 • 卒業と科目履修について
学位取得に必要なこと
心理学部のカリキュラム体系
セメスター制について
6頁 • 体系的に幅広く学ぶ 3つの履修コース
神経・行動心理学コース
臨床・社会心理学コース
発達・教育心理学コース
コースの履修方法／履修プロセス
8頁 • 卒業要件 履修上の注意
卒業要件／履修上の注意

科目履修の流れ

- 12頁 • 科目履修について
13頁 • 「免許・資格関係科目」と「自由科目」について
14頁 • 単位互換・単位認定について
16頁 • 科目登録について
登録単位数の制限／DUETについて
科目登録の方法
18頁 • 登録に関する一般的な注意事項／
登録エラーについて
19頁 • 履修中止制度
20頁 • 試験について
試験・レポート試験の流れ
試験上の注意事項
21頁 • 追試験制度 追試験の流れ
22頁 • 成績評価と単位
GPA制度の概要
科目担当者による授業講評
成績評価結果の公表
クレーム・コミッティ制度 採点質問
成績評価の書き換えについて
24頁 • 認定心理士／認定心理士(心理調査)資格について
25頁 • 公認心理師資格について

学籍・学費・履修に関する重要なお知らせ

- 28頁 • 各種手続き・相談窓口等
29頁 • 休学・退学・学費等

附 則

- 30頁 • 同志社大学学則、学部一般内規
43頁 • 外国留学に関する諸規定
45頁 • 学業履修について
授業／試験／論文・レポート／窓口／成績
50頁 • 路線の不通または暴風警報・特別警報発表に伴う
授業・期末試験の実施について
54頁 • 2025年度 学部学年暦(参考)
※ 2026年度以降は大学HP等を確認してください。

この「履修・登録の手引き」は、心理学部生のみなさんが大学での学習を進めていくために必要な授業の登録方法や履修上の注意、各授業の単位数や担当者、卒業に必要な単位修得の要件などを紹介しています。内容をよく読み、在学中を通して体系的に学習を進めるようにしてください。

心理学部で学ぶということ

同志社大学の心理学は、1927年に文学部哲学科に心理学専攻として設置され、わが国でも有数の歴史を有しています。心理学部は、その歴史と伝統を礎に、何度かの組織改編を経て、2009年に同志社大学の12番目の学部として京田辺キャンパスに新たな一步を踏み出しました。同志社大学に心理学の研究・教育を担う組織が誕生してから間もなく100周年を迎えるとしております。

同志社の心理学が一貫して堅持してきたものは、広い視野と実証的態度の涵養です。また、基礎の研究を行う者は常に応用に、応用領域に携わる者は常に基礎の広い視野と知見に目を向け、物事を一面的でなく、広くかつ実証的に捉えることのできる人物の育成、これが同志社の心理学の歴史と伝統に裏付けられた理念です。心理学部には「神経・行動心理学コース」「臨床・社会心理学コース」「発達・教育心理学コース」の3コースがありますが、必然的に一つのコースの科目履修だけでなく基礎から応用まで広がりと深みのある学びができるように方向づけてあります。

もう一つの特徴は少人数教育です。本学部では、同志社心理の伝統である「少人数教育」を重視しています。1年次のファーストイイヤーセミナーから4年次の演習（ゼミ）に至るまで、全学年で少人数クラスを設置しています。きめ細やかな指導を実現し、教員と学生はもちろん、学生同士もしっかりと向き合える学びの環境が整っています。

大学は、高校までのようにただ単に知識を詰め込むところではありません。これから自分が生きていくための“ものの見方”、“考え方”を作っていくところです。『自分から求めないと何も与えられません。しかし、求めれば必ず何かが与えられる』それが大学です。

皆さんに充実した、有意義な4年間を過ごしていただけることを同志社心理学に関わるスタッフ一同、心より願っています。

心理学部長

目指すべき人材(物)像

心理学部心理学科では、観察・分析力、論理力、発信力の育成を基盤に、実証的な姿勢で「人のこころ」にアプローチできる人材の養成を目指している。キリスト教主義の精神に基づく教育環境の中で培われる高度な専門知識と技能は、心理学の専門家として、また社会のさまざまな分野で、良心をもって活躍する有為な人材を育成するための素地となる。

ディプロマポリシー

下記の資質・能力を備えた学生に「学士(心理学)」を授与します。

〈学力の三要素/領域〉

■知識・技能

こころと行動の仕組みとその機能を解き明かすための実証的な研究法を身につけ、それによって得られた専門的知識を実社会に活かすための方法論を理解できる。

■思考力・判断力・表現力

根拠となるデータに基づいて論理的に思考することにより、実証的な姿勢でこころと行動の問題にアプローチするとともに、その成果を的確に発信できる。

■主体性・多様性・協働性

こころと行動を科学的に探求し、その知識を核とした幅広い教養を活かした他者との協働により、社会のさまざま領域において貢献できる。

カリキュラムについて



カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーでの資質・能力を備えるために、下記のカリキュラムを設けます。

カリキュラム

履修コース

卒業要件

履修上の
注意

科目履修に
ついて

単位互換・
単位認定に
ついて

科目登録に
ついて

試験について

成績評価に
ついて

心理関連資格

学籍・学費・
履修の関する
重要な
お知らせ

大学学則・
学部一般
内規

〈カリキュラム総説〉

編成・運営方針

心理学部心理学科では、実証的な姿勢で人のこころにアプローチする力を礎に、社会のさまざまな分野で、良心をもって活躍する有為な人材を養成することを目指し、特定の領域に極端に偏らない、学問的バランスの取れた必修科目と選択科目Ⅰ～Ⅲによって構成されるカリキュラムを設置する。選択科目Ⅰには領域に応じたA～E群を配置し、心理学の主要3領域に該当するA～C群からの等分な単位履修を義務づけている。

必修科目

必修科目では、実証的な姿勢で人のこころにアプローチする力の核となる観察・分析力、論理力、発信力と、他者との協働により社会への貢献を目指す態度を身につけることを到達目標とし、1年次から4年次にかけて、講義ならびに少人数制の実習と演習を体系的に組み合わせた授業科目42単位を履修する（知識・技能、思考力・判断力・表現力・主体性・多様性・協働性）。

選択科目Ⅰ

必修科目を補完・強化するために選択科目Ⅰを設置している。A～E群から計32単位以上を履修する。

- 選択科目ⅠのうちA～C群は、実証的な姿勢でこころと行動の仕組みとその機能を解き明かすための専門的知識や技能を幅広く習得し、論理的な思考力や表現力・発信力を養うことを到達目標に、2年次から4年次にかけて講義形式の授業科目を各群6単位以上履修する。A群は神経・行動心理学、B群は臨床・社会心理学、C群は発達・教育心理学の領域について学ぶ。各群の必要単位数を満たし、かつ、A群、B群、C群のいずれかの同一群から12単位以上修得した場合には、コース認定を実施することで、目標志向的で体系的な学習を促進している。（知識・技能、思考力・判断力・表現力）
- 選択科目ⅠのうちD群は、心理学の各領域に共通する基礎から応用までの知識・技能を習得し、科学にもとづく実証的な姿勢で社会のさまざまな問題にアプローチする力を身につけることを到達目標に、1年次から4年次にかけて講義形式ならびに少人数制の実習・演習形式の授業科目を選択履修する。（知識・技能、思考力・判断力・表現力・主体性・多様性・協働性）
- 選択科目ⅠのうちE群は、心理的支援の実践に関わる専門的知識と技能の習得と、実践に対して主体的に関わり協働する姿勢を獲得することを到達目標に、2年次から4

年次にかけて講義形式ならびに少人数制の実習・演習形式による授業を履修する。（知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性）

選択科目Ⅱ

専門知識を補足するために、1年次から4年次にかけて講義形式を中心とした授業科目46単位以上を履修する。

- 選択科目Ⅱには、全学共通教養科目、他学部設置科目、大学コンソーシアム京都単位互換科目などが含まれる。将来、広く社会に貢献できる豊かな教養を身につけることを到達目標に、主に講義形式による授業を履修する（知識・技能、思考力・判断力・表現力・主体性・多様性・協働性）。
- 選択科目Ⅱのうち同志社科目と宗教学では、建学の精神とキリスト教主義の精神に関する基本的な知識の習得を通して、社会のさまざまな分野で良心をもって活躍するに必要な素地の涵養を到達目標に、講義形式による授業科目4単位以上を履修する（知識・技能、思考力・判断力・表現力・主体性・多様性・協働性）。
- 選択科目Ⅱのうち保健体育では、保健体育に関する基本的知識と技能の習得を通して、健全な身体の育成と維持に關わる志向性を培うことを到達目標に、講義と実技形式による授業科目2単位以上を履修する（知識・技能、思考力・判断力・表現力・主体性・多様性・協働性）。

選択科目Ⅲ

専門知識を補足し、社会の多様性に対する理解を深めるとともに、国際的なキャリアの設計を視野に入れるために必要な外国語の運用能力の獲得を到達目標に、1年次から4年次にかけて、全学共通教養教育科目の外国語教育科目から、英語8単位以上と英語以外の外国語4単位以上の計12単位以上を履修する（知識・技能、思考力・判断力・表現力・主体性・多様性・協働性）。

卒業と科目履修について

学位取得に 必要なこと

心理学部で学位を取得するためには、4年以上修学し（※在学中に休学するとその期間は修学したことになります）、学部が定めるカリキュラムに沿って授業科目を履修して定められた単位（「卒業に必要な要件」を満たす単位。以後、この冊子では「卒業単位」と表記します）を修得しなければなりません。卒業に必要な要件を満たした場合、学士（心理学）の学位が授与されます。

修業年限	在学年限	休学期間
4年	8年以内	通算4年以内

心理学部の カリキュラム体系

心理学部は、専門分野を体系的に学ぶことができるよう、授業科目を「必修科目」「選択科目Ⅰ～Ⅲ」「自由科目」に分けて開講しています。

科目群	群の性格
必修科目	学部の専門分野を学ぶ上で核となる科目群です。段階的に学べるよう、科目ごとに履修年次が定められています。
選択科目Ⅰ	必修科目を骨格として、専門性を充実させるための関連科目群です。定められた条件の中で、自分の関心に応じて履修科目が選択できます。目標を明確にできるよう3つの履修コースを設けています。(コースについては、6頁を参照してください。)
選択科目Ⅱ	専門分野を補完するため、他の領域を学ぶことができる科目群です。分野によって次の各群に区分されています。 ■全学共通教養教育科目 同志社科目をはじめとする、各教養教育科目を履修できます。入学年度により履修できる科目群・科目区分・科目が異なります。 ※詳細は該当する入学年度の『全学共通教養教育科目履修要項』(別冊)を参照してください。 ■免許・資格関係科目 教職免許や学芸員・司書など資格取得を目的として履修できます。 ※詳細は『免許・資格関係履修要項』(別冊)を参照してください。 ■他学部の授業を履修することもできます。
選択科目Ⅲ	外国語科目を学ぶ科目群です。 英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語、コリア語(ハングル)の7言語をレベルに応じて学ぶことができます。
自由科目	卒業単位に算入されませんが、関心のある科目を履修することができます。 ※登録方法や対象科目は13頁を参照してください。

セメスター制 について

同志社大学ではビジネス研究科を除くすべての学部・大学院研究科で「セメスター制」を実施しています。セメスター制では、1年を2つの学期（春学期、秋学期）に分け、学期ごとに授業が完結し、試験等の多面的評価により成績評価をします。各学期終了後、成績通知書を確認してください。

体系的に幅広く学ぶ 3つの履修コース

カリキュラム

履修コース

卒業要件

履修上の注意

科目履修について

単位互換・単位認定について

科目登録について

試験について

成績評価について

心理関連資格

学籍・学費・履修の関する重要なお知らせ

大学学則・学部一般内規

A群 神経・行動 心理学コース

近年めざましい発展をみせている神経科学（脳科学）や行動科学を学びます。心と行動の神経・生理的な基盤と行動そのもののメカニズムを中心に学習し、心と行動について生物学的・行動科学的に理解する能力に特に秀でた人材となることを目指します。

卒業研究のテーマ（例）

- 空間認知における脳のはたらき
- ポリグラフ検査における情報既知性についての検討
- 活動性拒食症のラットにおける食事の予期の効果

B群 臨床・社会 心理学コース

心の問題の解決を目指す臨床心理学と社会における心と行動の理解を目指す社会心理学を学びます。心の問題を解決する能力と心理学の知識を対人関係の中で活用する能力に特に優れた人材となることを目指します。

卒業研究のテーマ（例）

- ストレス条件下における身体反応と感情
- うつ症状の臨床行動分析
- 返報性の観点からみた試供品配布の効果

C群 発達・教育 心理学コース

生涯発達的な観点から心の発達と教育に関するメカニズムおよびその支援の基礎知識を中心に学びます。発達や教育に関連する問題について適切な理解と支援を行う能力に特に秀でた人材となることを目指します。

卒業研究のテーマ（例）

- 自由遊び場面における乳児の人見知り行動
- 目標が課題達成に及ぼす影響
- 児童・生徒における異年齢交流の教育的効果

コースの履修方法

選択科目Ⅰの科目群のコース認定単位数（各コース12単位）を満たすことで、コースが認定されます。神経・行動心理学コースの認定を受けるためには、選択科目ⅠのA群より12単位以上履修してください。同様に、臨床・社会心理学コースの認定を受けるためには、選択科目ⅠのB群より12単位以上、発達・教育心理学コースの認定を受けるためには、選択科目ⅠのC群より12単位以上履修する必要があります。これらの条件を満たせば、複数のコースの認定を受けることも可能です。

履修例

パターン1

$$\langle \text{A群} \rangle 12 \text{単位} + \langle \text{B群} \rangle 10 \text{単位} + \langle \text{C群} \rangle 10 \text{単位} = \text{計} 32 \text{単位}$$

- 卒業要件 • 神経・行動心理学コース認定

パターン2

$$\langle \text{A群} \rangle 8 \text{単位} + \langle \text{B群} \rangle 12 \text{単位} + \langle \text{C群} \rangle 12 \text{単位} = \text{計} 32 \text{単位}$$

- 卒業要件 • 臨床・社会心理学コース認定
• 発達・教育心理学コース認定

パターン3

$$\langle \text{A群} \rangle 12 \text{単位} + \langle \text{B群} \rangle 12 \text{単位} + \langle \text{C群} \rangle 12 \text{単位} = \text{計} 36 \text{単位}$$

- 卒業要件 • 神経・行動心理学コース認定
• 臨床・社会心理学コース認定
• 発達・教育心理学コース認定

パターン4

$$\langle \text{A群} \rangle 8 \text{単位} + \langle \text{B群} \rangle 10 \text{単位} + \langle \text{C群} \rangle 10 \text{単位} + \langle \text{D群} \rangle 4 \text{単位} = \text{計} 32 \text{単位}$$

- 卒業要件 • コースの認定なし



- コースの認定は卒業の要件ではありません。
卒業のためには、選択科目ⅠのA～C群をそれぞれ6単位以上修得し、かつ所定の卒業必要単位32単位以上を修得する必要があります。
(8頁、9頁を参照)
- 選択科目Ⅰから所定の卒業必要単位を超えて修得した単位は、選択科目Ⅱの単位とみなされます。

コース認定証（例）



※年度によってデザインが変更になる場合があります

履修プロセス

心理学部 心理学科

必修科目		1年次		2年次		3年次		4年次	
		春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
講義系	心理学概論(1) 心理学統計法(1)	心理学概論(2) 心理学統計法(2) 外国書講読(1)	臨床心理学概論	心理学研究法(1) 外国書講読(2)	心理学研究法(2)				
実習・演習系	心理学実験(1) ファーストイヤーセミナー	心理学実験(2)	心理学データ解析実習	心理学実験(3)		プレ演習	演習(1)	演習(2) 卒業論文	
A群 (神経・行動 心理学系科目)			スポーツ心理学 比較認知心理学 神経科学の基礎 食行動の心理学 生理心理学(神経・生理心理学I) 精神生理学(神経・生理心理学II) 認知心理学(知覚・認知心理学) 感情心理学(感情・人格心理学I) 学習心理学(学習・言語心理学I) 行動分析学(学習・言語心理学II)						
B群 (臨床・社会 心理学系科目)			環境心理学 臨床社会心理学 産業・組織心理学 交通心理学 リスク心理学 パーソナリティ心理学(感情・人格心理学II) 健康心理学(健康・医療心理学) 心理学的支援法 精神疾患とその治療 犯罪心理学(司法・犯罪心理学) 実験社会心理学(1)(社会・集団・家族心理学I) 実験社会心理学(2)(社会・集団・家族心理学II)						
C群 (発達・教育 心理学系科目)			発達心理学 乳幼児心理学 ヒューマン・モティベーション 高齢者心理学 障害者・障害児心理学 家族心理学(社会・集団・家族心理学III) 学校心理学(教育・学校心理学) 福祉心理学 生徒・進路指導の理論と方法 教育相談の理論と方法						
D群 (共通)	発達と学習の心理学		心理学史 心理学特論 心理的アセスメント		多変量解析法の基礎 心理学実験プロジェクト演習 心理学実験演習(上級)				
E群 (公認心理師 共通)			関係行政論 公認心理師の職責		人体の構造と機能及び疾病 心理演習		心理実習(1) 心理実習(2)		

卒業要件

カリキュラム	必修科目	選択科目 I		
		A群	B群	C群
		6単位	6単位	6単位
	42単位		32単位	

卒業要件

	必修科目	単位
履修上の注意	心理学概論(1)	2
	心理学概論(2)	2
科目履修について	外国書講読(1)	2
	外国書講読(2)	2
単位互換・単位認定について	心理学統計法(1)	2
	心理学統計法(2)	2
	臨床心理学概論	2

【必修科目】履修上の注意 ※いずれの必修科目についても、各自で登録する必要があります。

3年次「プレ演習」
4年次「演習(1)」「演習(2)」
4年次「卒業論文」
について

- 心理学部では、3年次の秋学期に必修科目である「プレ演習」(ゼミ)を履修します。
「プレ演習」は、4年次に同じく必修科目として履修する「演習(1)」「演習(2)」(いずれもゼミ)に直結する科目です。特定の指導教員のもとで「プレ演習」と「演習(1)」「演習(2)」を履修し、最終的に「卒業論文」の執筆に向け、体系的に研究を進めるカリキュラムとなっています。
- 「演習(1)」「演習(2)」については、科目履修順序を問いません。休学・留学などの事情で所定の学年・学期に履修できない場合は、事前に指導教員または教務主任、教務センター(心理学部)に相談してください。

「プレ演習」の履修について

- 「プレ演習」以降のクラス配属に関する選考を3年次春学期に実施します。留学・休学等の事情で選考時に日本にいない場合や3年次秋学期に履修ができない場合は、事前に教務主任または教務センター(心理学部)に相談してください。
- 選考で配属クラスが決定した後、秋学期の履修科目登録変更期間に各自で当該クラスをDUETより登録します。また、3年次春学期末時点において【総修得単位数が48単位未満の場合】は、履修不可となります。

	選択科目 I	単位
A群 (神経・行動心理学系科目)	B群 (臨床・社会心理学系科目)	C群 (発達・教育心理学系科目)
スポーツ心理学 2	環境心理学 2	発達心理学 2
比較認知心理学 2	臨床社会心理学 2	乳幼児心理学 2
神経科学の基礎 2	産業・組織心理学 2	ヒューマン・モティベーション 2
食行動の心理学 2	交通心理学 2	高齢者心理学 2
生理心理学(神経・生理心理学I) 2	リスク心理学 2	障害者・障害児心理学 2
精神生理学(神経・生理心理学II) 2	パーソナリティ心理学(感情・人格心理学II) 2	家族心理学(社会・集団・家族心理学III) 2
認知心理学(知覚・認知心理学) 2	健康心理学(健康・医療心理学) 2	学校心理学(教育・学校心理学) 2
感情心理学(感情・人格心理学I) 2	心理学的支援法 2	福祉心理学 2
学習心理学(学習・言語心理学I) 2	精神疾患とその治療 2	生徒・進路指導の理論と方法 2
行動分析学(学習・言語心理学II) 2	犯罪心理学(司法・犯罪心理学) 2	教育相談の理論と方法 2

D群 (共通)	E群 (公認心理師共通)
発達と学習の心理学 2	関係行政論 2
心理学史 2	公認心理師の職責 2
心理学特論 2	人体の構造と機能及び疾病 2
心理的アセスメント 2	心理演習 2
多変量解析法の基礎 2	心理実習(1) 2
心理学実験プロジェクト演習 2	心理実習(2) 2
心理学実験演習(上級) 2	

●卒業要件として、A～C群からそれぞれ6単位以上修得し、かつ選択科目Iとして合計で32単位以上修得する必要があります。

●32単位を超えて修得した単位は、選択科目IIの単位へ算入されます。

選択科目Ⅱ

同志社科目
宗教学

保健体育

4単位

46単位

選択科目Ⅲ

英語

英語以外

8単位

4単位

12単位

合計

132単位

選択科目Ⅱ

全学共通教養教育科目
(同志社科目)(人文科学系科目※)(社会科学系科目)
(自然科学系科目)(人間科学系科目)(国際教養科目)
(外国語教育科目)(ライフデザイン科目)
(クリエイティブ・ジャパン科目)
※保健体育科目を含む

免許・資格関係科目
他学部設置科目
同志社女子大学単位互換科目
大学コンソーシアム京都単位互換科目

チュービング大学IES科目(詳細は14頁を参照)

【選択科目Ⅱ】履修上の注意

同志社科目及び
宗教学の履修について

- 同志社科目及び宗教学から4単位以上、保健体育から2単位以上を履修し、計46単位以上履修すること。
卒業要件に定める同志社科目及び宗教学とは、以下の科目を指します。

同志社科目		宗教学	
旧約聖書とキリスト教	建学の精神とキリスト教	宗教学(1)	宗教学(2)
新約聖書とキリスト教	同志社の歴史		
キリスト教の歴史1	同志社の良心とダイバーシティ		
キリスト教の歴史2	同志社科目特論		

※神学部設置科目の「宗教学1」及び「宗教学2」は、選択Ⅱの単位に算入されますが、卒業要件を満たすことはできません。科目名が類似していますので、登録時に注意してください。

選択科目Ⅲ

単位

英語科目

Basic English (LS) 1
Basic English (LS) 2
Basic English (RW) 1
Basic English (RW) 2
Core English (LS) - Pre-Intermediate 1
Core English (LS) - Pre-Intermediate 2
Core English (RW) - Pre-Intermediate 1
Core English (RW) - Pre-Intermediate 2
General Academic English (LS) - Pre-Intermediate
General Academic English (RW) - Pre-Intermediate
Core English (LS) - Intermediate 1
Core English (LS) - Intermediate 2

2
2
1
1
2
2
1
1
1
1
1
1
2
2
2
2
Study Abroad Preparation (IELTS) 1
Study Abroad Preparation (IELTS) 2
サマープログラム・英語A
サマープログラム・英語B
サマープログラム・英語C
スプリングプログラム・英語A
スプリングプログラム・英語B
スプリングプログラム・英語C
スプリングプログラム・英語D
セメスター・英語I
セメスター・英語II

1
1
1
1
3
3
1
1
2
2
2
2
2
2
2
2
Study Abroad Preparation (TOEFL TEST) 1
Study Abroad Preparation (TOEFL TEST) 2

チュービング大学IES科目
(詳細は14頁を参照)

英語スコア取得による単位認定
(詳細は15頁を参照)

- 英語科目から8単位以上、ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・ロシア語・コリア語の中から計4単位以上を履修すること。

英語以外の外国語

外国語教育科目(ドイツ語) 外国語教育科目(フランス語) 外国語教育科目(中国語)
外国語教育科目(スペイン語) 外国語教育科目(ロシア語) 外国語教育科目(コリア語)

【選択科目Ⅲ】履修上の注意

外国語科目的履修について

- 選択科目Ⅲの科目一覧は『選択科目Ⅱ・Ⅲ 登録要領』を参照してください。
- 「英語科目:8単位」「英語以外の外国語科目:4単位」をそれぞれ超えて単位を修得した場合は、選択科目Ⅱの単位へ算入されます。
- 「英語以外の外国語科目:4単位」の履修については、必ずしも同一言語である必要はありません。例えば、ドイツ語入門I(2単位)とフランス語会話初級1・2(2単位)の計:4単位でも卒業要件を満たしたことになります。
- 「イタリア語」で修得した単位のみ、選択科目Ⅲではなく選択科目Ⅱの単位に算入されますので、注意してください。
- 外国人留学生が日本語科目を履修した場合、所定の手続きを行えば選択科目Ⅲに認定される場合がある。

科目履修の流れ

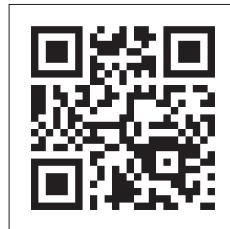


科目履修について

各年度の科目登録に必要な情報は、すべて心理学部ホームページ内の「講義サポート」ページに掲載します。

カリキュラム

同志社大学心理学部ホームページ▶講義サポート
https://psych.doshisha.ac.jp/lecture_support/



履修コース

卒業要件

履修上の
注意

科目履修に
ついて

単位互換・
単位認定に
ついて

科目登録に
ついて

試験について

成績評価に
ついて

心理関連資格

学籍・学費・
履修の関する
重要な
お知らせ

大学学則・
学部一般
内規

① 「心理学部 履修・登録の 手引き」(本冊子)

② 「心理学部 開講科目一覧」

各年度の心理学部必修科目・選択科目Ⅰの開講情報を抜粋し、掲載します。
科目ごとの登録上の注意事項が掲載されていますので、必ず確認してください。

③ 「心理学部 授業時間割表」

各年度に開講される科目のうち、その年度に自身が履修登録できる科目の
時間割一覧を掲載します。入学年度別・開講校地別に掲載しているので、自
身の入学年度のものをダウンロードし、確認してください。

④ 「心理学部 選択科目Ⅱ・Ⅲ 登録要領」

各年度のそれぞれの科目群のうち、先行登録科目や登録に手続きが必要
な科目の一覧を掲載します。英語やその他の語学をはじめ、説明会への出席
が必要な科目や、定められた期間内に手続きが必要な科目が掲載されている
ので、必ず確認してください。

⑤ シラバス

各科目の授業概要・到達目標・授業計画・成績評価基準等が記載され
た『シラバス』は大学ホームページ内の専用ページからご確認ください。

同志社大学ホームページ▶シラバス検索システム
<https://syllabus.doshisha.ac.jp/>



「免許・資格関係科目」と「自由科目」について

免許・資格関係科目

心理学部心理学科では、以下の免許資格を取得できます。免許資格課程の履修にあたっては、心理学部の卒業単位に加え、各免許資格課程で定められた所要単位を修得しなければなりません。また、登録科目的授業参加のみならず、授業に付随する準備学習や復習などの授業時間外学習の重要性を理解する必要があります。心理学部の登録上限（16頁）や免許資格課程登録をした際の登録制限単位（下記）の範囲内で、1年次から計画的に履修することが要求されます。

入学年度によってカリキュラムが異なるため、必ず自身の入学年度の『免許・資格関係履修要項』を参照の上、不明点があれば各キャンパスの免許資格課程センター事務室に相談してください。

心理学部心理学科で取得できる免許資格一覧

【教職課程】 ➡ ●中学校教諭1種（社会） ●高等学校教諭1種（公民）

●※小学校教諭1種（神戸親和大学通信教育部発達教育学部
および佛教大学教育学部教育学科（通信教育課程）との提携）

【教職課程以外】 ➡ ●図書館司書 ●学校図書館司書教諭 ●博物館学芸員

登録について

心理学部の年間登録単位の上限は48単位です。心理学部で設置している免許・資格科目の大半は、履修することで選択科目Ⅱの単位に算入されるだけでなく、免許資格課程に必要な科目としても認められます。しかし、免許資格課程の履修においては、年間登録単位上限内では、単位数が不足する場合もあります。その場合は、免許資格課程センター事務室にて「課程登録（もしくは仮登録）」をすることで、年間登録上限単位の外数として、科目を登録・履修することができます。（M登録）

M登録

上述のとおり、年間登録上限単位の外数として、科目登録する方法を「M登録」と呼びます。M登録をした場合、心理学部の卒業単位には算入されませんので、登録時に注意してください。「M登録」した場合の年間登録上限数は以下のとおりです。（課程登録もしくは仮登録していない場合は、M登録してもエラーとなります）

免許・資格関係科目としての年間登録単位数

1課程履修	例) 教職課程「社会科」のみ	18単位以内
2課程以上履修	例) 教職課程と図書館司書	22単位以内

※教職課程における2教科以上の履修は「2課程」ではありません。

自由科目

卒業単位に算入することを目的とせず、関心のある科目を履修登録したい場合、その科目を「自由科目」として登録することができます。ただし、「自由科目」は卒業単位やGPA（22頁参照）には算入されませんが、登録最高単位数には算入されます。

※心理学部では「特別ニーズ教育論」は自由科目として取り扱います。

登録について（Z登録）

科目登録時に、登録コードの種別欄に「Z」を付けて登録してください。「Z」を付けなくても、開講科目一覧表の「科目群」欄に「自由科目」と表示されている科目は「自由科目」として扱われます。

まとめ	通常登録	M登録	Z登録
登録方法	—	科目登録時にMを付ける	科目登録時にZを付ける
免許・資格科目認定	○	○	○
卒業単位への算入	○	×	×
GPAへの算入	○	×	×
上限単位を超えた登録	×	○	×
年間登録上限数	対象	対象外（外数でカウント）	対象

単位互換・単位認定について

心理学部では、単位互換科目の設置及び他大学等で取得した単位を認定する「単位認定制度」を実施しています。これらの単位互換・単位認定においては、科目履修または所定の手続きを行うことで、合計60単位を超えない範囲で修得することができます。

選択科目II

(同志社女子大学単位互換科目)

(大学コンソーシアム京都
単位互換科目)

所定の手続きと科目登録をすることで履修することができます。詳細は心理学部HP内「講義サポート」に掲載する『心理学部 選択科目II・III登録要領』を確認してください。

カリキュラム

履修コース

卒業要件

履修上の
注意

科目履修に
ついて

単位互換・
単位認定に
ついて

科目登録に
ついて

試験について

成績評価に
ついて

心理関連資格

学籍・学費・
履修の関する
重要な
お知らせ

大学学則・
学部一般
内規

選択科目II・

選択科目III

(チュービンゲン大学IES科目)

国際課が主導する「ヨーロピアン・スタディーズEUキャンパスプログラム」へ応募、参加した際に現地で履修できる科目について、科目内容によって選択科目IIもしくは選択科目III（英語）として単位認定することができます。「ヨーロピアン・スタディーズEUキャンパスプログラム」の詳細は、国際課HPや、掲示等を確認してください。

派遣留学先

取得単位の認定

「外国協定大学派遣留学生制度」で留学中に修得した単位を、帰国後に単位認定できる場合があります。単位認定に関するご質問は京田辺キャンパス教務センター（心理学部）窓口までお越しください。「外国協定大学派遣留学生制度」については、国際課HPや、掲示等を確認してください。

入学前単位認定

(各年度の新入生のみ対象)

新入生として入学した年度の4/1～4/3の期間に申請した場合に限り、入学前に他大学等で修得した単位を認定できる場合があります。入学時に必ず、京田辺キャンパス教務センター（心理学部）へ相談及び手続をしてください。

【注意事項】

- 申請には窓口交付の「申請書」、既修得単位を証明する「成績証明書」と「当該科目のシラバス」が必要です。また、申請期限以降は一切受付を行いません。
- 申請内容に基づき、心理学部内で審議のうえ、単位認定可否を決定するため、単位認定の結果通知は、春学期の一般登録後になることが想定されます。科目登録を行う際は、十分に注意してください。
- 登録科目が単位認定科目と重複した場合は、当該科目を削除の上、その分の単位を秋学期に追加登録することができます。

英語スコア取得による 選択科目Ⅲ（英語） への単位認定

心理学部生の語学力向上施策の一環として、英語検定試験において一定水準以上のスコアを獲得した学生に対し、選択科目Ⅲ（英語）への単位認定を行う制度を導入しています。詳細は以下表のとおりです。

種類	【2単位】認定	【4単位】認定
①実用英語検定試験	準1級	1級
②国際連合公用語英語検定試験	A級	特A級
③TOEIC® Listening & Reading Test (学内実施のIPも含む)	700点以上 800点未満	800点以上
④TOEFL PBT® (学内実施のITP®も含む)	533点以上 600点未満	600点以上
⑤TOEFL iBT®	72点以上 100点未満	100点以上
⑥IELTS™	6.0以上 6.5未満	6.5以上

●認定単位数

本制度においては、**4単位**を上限とし、申請のあった学期の「選択科目Ⅲ（英語）」に算入する。

- 英語スコア取得による単位認定により、選択科目Ⅲ（英語）の卒業必要単位：8単位を超える場合は、選択科目Ⅱの単位に算入される。
- 単位認定者が同一種類または異なる種類の上級基準をクリアした場合は、既に認定されている2単位に加えて2単位を認定する。
(例：英検準1級取得者が1級を取得した場合や、英検準1級取得者がTOEIC® Listening & Reading Testで800点以上取得した場合)
- 異なる種類の検定試験で同レベルの水準の成績を取得しても追加認定はしない。
(例：英検準1級取得者がTOEIC® Listening & Reading Testで730点を取得した場合)

●手続き方法

受験日から2年以内の証明書（上記①②は「合格証明書」、③④⑤⑥は「スコアカード」）の原本（コピー不可）と学生証を持参のうえ、以下の期間内に手続きを行うこと。

- 申請期間：
〈春学期〉各年度の4月1日～7月末（7月最終事務室開室日の17:00）まで
〈秋学期〉各年度の9月21日～1月末（1月最終事務室開室日の17:00）まで
※休学期間中は申請できません。
 - 申請場所：京田辺キャンパス教務センター（心理学部）

科目登録について

カリキュラム

履修コース

卒業要件

履修上の
注意

科目履修に
ついて

単位互換・
単位認定に
ついて

科目登録に
ついて

試験について

成績評価に
ついて

心理関連資格

学籍・学費・
履修の関する
重要な
お知らせ

大学学則・
学部一般
内規

登録単位数の制限

1年間の登録単位数の上限

1年間に登録できる単位数および最低限登録しなければならない単位数は以下の通り定められています。履修科目的登録については、春学期登録時に秋学期分も登録してください。

年間登録最高単位数 → 48単位

セメスター（半期）登録最低必要単位数 → 1単位

「免許・資格関係科目」として登録する場合の上限

免許・資格の取得を目的とする場合、科目登録の際に「免許・資格関係科目」として申請すれば、上記の上限を超えて登録することができます。（※13頁を参照）

「学則第9条の5対象」について

同志社大学学則第9条の5では、文部科学省令である大学設置基準に規定されている遠隔授業の卒業必要単位数への算入上限を規定しており、学修支援システムDUETやシラバスに掲載している「学則第9条の5対象」は履修中の科目、もしくは単位修得済みの科目がその「対象」であるか「対象外」であるかを示すものです。

卒業するためには、卒業必要単位に含まれる科目のうち「対象外」の科目を64単位以上修得する必要があります。各科目が「対象」か「対象外」かについてはシラバスで確認してください。

科目登録の方法

手順
1

この1年間の自分自身の
履修計画を決めます。

手順
2

今年度の履修科目を
選びます。

科目登録に関するそれぞれの日程や教室などは、12頁に記載の冊子等や掲示板やホームページにも掲載されます。期限を過ぎると手続きができないため、注意してください。

- まず、心理学部心理学科の卒業要件と履修上の注意を確認します。

！ 8頁、9頁を参照。

- 在学中の自分自身の学修目標を達成するため、この1年間には「どのような授業を履修すればいいのか」、履修計画を立てます。

- 12頁に記載の冊子等を参照し、それぞれの科目的単位数や履修可能年次、担当者名、開講校地、授業期間などを確認します。

- 科目的内容は『シラバス』(大学ホームページ)を参照してください。

！ 登録した科目を途中で放棄すると
● GPAに悪影響が出ます。自分の学び
たい内容かどうかをよくチェックして
から科目登録してください。

DUETについて

WEBを利用した
学修支援システム

DUET（学修支援システム）による各種申請手続（一般登録、先行登録、履修中止など）は、万全の体制を整えて準備していますが、予測不能なシステム障害等が発生し、WEBによる手続が行えなくなる可能性もあります。

申請手続期間中に、大学側のシステムに重大なトラブルが発生し、手続が正常に行えなかった場合には、受付時間の延長や教室での受付に変更（システムの復旧に時間を要する場合）することもありますので、予めご注意ください。

なお、これらの臨時の対応については、DUETのお知らせにてご案内しますが、DUETが障害により稼動していない場合については、同志社大学ホームページ『在学生のページ』の重要なお知らせにてお知らせします。



登録期間中は、手続の確認等で問合せを行うことがありますので、必ず連絡が取れるようにしておいてください。



卒業見込みとなる年度の科目登録時の注意事項は29頁を参照してください。

手順
3

登録期間に今年度の
履修科目を登録します。

手順
4

登録科目の確認を
してください。

手順
5

授業開始1か月後に履修を
中止することができます。

- DUETにて希望する科目的登録を行います。登録には「一般登録」と「先行登録」があります。
- 科目によっては「先行登録」が必要です。

【先行登録】 定員が設けられている、選考を行うなどの理由により、一般登録に先行して行われる登録手続きです。「先行登録」で決定された科目については、一般登録時には登録する必要はありません。DUETで登録を行う科目と、会場で直接登録する科目がありますので、注意してください。

- 授業開始約1週間後に「登録科目確認表」がDUETからダウンロード可能になります。「登録エラー」もこの確認表で確認することができます。エラーがある場合は、必ず「登録修正」の手続きを行なってください。
- 登録エラーがなく、自分の計画通りの科目登録ができていることを確認して科目登録の手続きは完了します。

授業開始約1ヶ月後に「履修中止」の期間が設けられています。授業を1ヶ月受講してみた結果、望ましい評価が得られないと判断した科目については履修を中止することができます。不本意なまま受講を続けた結果、その科目の評価がGPAに悪影響を及ぼすことのないよう設けられた制度です。

登録に関する一般的な注意事項

- 同一曜日・講時に複数の科目を登録することはできません。
- 今出川校地開講科目と京田辺校地開講科目を、連続する講時に登録できません。
- キャンパスプラザ京都で開講される科目を登録する場合、移動時間が必要です。
- 過年度・過学期に履修し、単位修得した科目は、複数回の履修が認められている科目を除いて、再度登録することはできません。
- 複数のクラスが開講される科目については、履修回数が複数回認められている科目を除いて、1クラスしか登録できません。
- 登録単位数（特に年間最高登録単位数：48単位）や配当年次制限、履修条件などを確認のうえ、登録をしてください。
- 免許・資格関係科目として登録する（登録コード種別欄に「M」をつける）場合は、年間最高登録単位数および卒業単位数には算入されません。登録に際しては13頁及び『免許・資格関係履修要項』を参照してください。
- 登録科目以外は受講することができません。（単位修得も認められません）



科目登録については、システム等のエラーを除き全て自己責任で行います。期間内に登録忘れ等があったとしても追加登録は認めません。十分に注意してください。

登録エラーについて

DUETの「登録チェック結果確認」画面で、エラーがないか必ず確認してください。（エラーは赤字で表示されます）。

右記の例は科目登録の際に、よく見られるエラーです。エラーがあった場合は、下記表の対応欄を参照の上、所定の期間内に必ず京田辺キャンパス教務センター（心理学部）窓口でエラー修正を行ってください。

【注意事項①】

定められた期間に登録エラー科目を修正せず放置した場合は、大学側で登録エラーがなくなるように科目的削除または追加を強制的に行います。強制処理の結果に対する異議は受け付けませんので、登録科目確認表を自身で確認し、登録エラーは放置せず、必ず修正してください。

【注意事項②】

登録科目欄に自分が登録した科目以外の科目が表示されていることがあります（可能性は極めて低いが、他人が学生IDを間違えて登録手続きをした場合など）。このエラーは本人にしかエラーと判断できないため、注意して登録内容を確認してください。

なお、科目登録間違いはエラーとして認められません。登録後に科目情報表示ボタンを押し、表示された科目名が正しいことを確認してください。

エラーメッセージ例一覧

エラーメッセージ	原因	『登録修正履歴』記入事項	
該当開講科目コードなし 該当設置科目コードなし	該当する科目がカリキュラム上存在しない。 所属学部・研究科事務室等に申し出ること。	取消(−) 追加(+)	誤記入の登録コード 正しい登録コード
指定クラスでない	クラス指定を無視した登録はできない。履修要項または登録要領で指定クラスを確認の上、登録すること。	取消(−) 追加(+)	誤記入の登録コード 正しい登録コード
受講できない 履修年次誤り 履修条件エラー	何らかの理由で登録できない科目的登録がされている。履修要項で履修条件を確認すること。	取消(−)	該当科目的登録コード
登録単位数オーバー 登録単位数不足 免許単位数オーバー P申請科目単位数オーバー 合否科目算入上限単位数オーバー	登録は定められた最高(最低)登録単位数の範囲内でおこなう。	取消(−) もししくは、 追加(+)	オーバーパークの登録コード 不足分の登録コード
開講科目(クラス)重複	登録コードが同じ科目を複数登録している。いずれかを削除すること。	取消(−)	該当科目的登録コード
NNNN年度履修済 単位履修認定済 履修済み(GRM認定科目) 再履修可能回数オーバー	特に定められた科目を除き、履修済みの科目(認定含む)は登録できない。再履修できる科目も再履修できる限度を越えての登録はできない。	取消(−)	該当科目的登録コード
同時履修不可	同一学期に登録できる限度クラス数を超えてる。同じ科目のうち、いくつかのクラスを削除すること。	取消(−)	該当科目的登録コード
同一期間履修回数オーバー	該当科目は同時に複数クラス登録できない。いずれかを削除すること。	取消(−)	該当科目的登録コード
時間割重複	同一曜日・講時に2科目の登録はできない。	取消(−)	該当科目的登録コード (重複しているどちらか一方の科目を取り消す)
2校地間移動不可	2校地にわたる連続講時の登録はできない。	取消(−)	該当科目的登録コード
免許課程登録なし	免許課程登録がないため、免許・資格関係科目として登録できない		免許資格課程センター事務室に相談すること。
免許実習履修不可	免許・資格実習科目を登録するために必要な条件を満たしていない。		免許資格課程センター事務室に相談すること。
免許・資格関係科目でない 免許・資格関係科目として登録できない 免許・資格関係科目でしか登録できない	免許・資格関係科目は種別コードを'M'として登録する。 免許・資格関係科目でない場合は種別コードに'M'としない。	取消(−) 追加(+)	誤記入の登録コード(種別コードを含む) 正しい登録コード(種別コードを含む)
その登録種別は入力できない 合否評価科目として登録できない 歴史関係科目でない	該当の登録種別は入力できない科目である。履修要項で履修条件を確認すること。	取消(−) 追加(+)	誤記入の登録コード(種別コードを含む) 正しい登録コード(種別コードを含む)

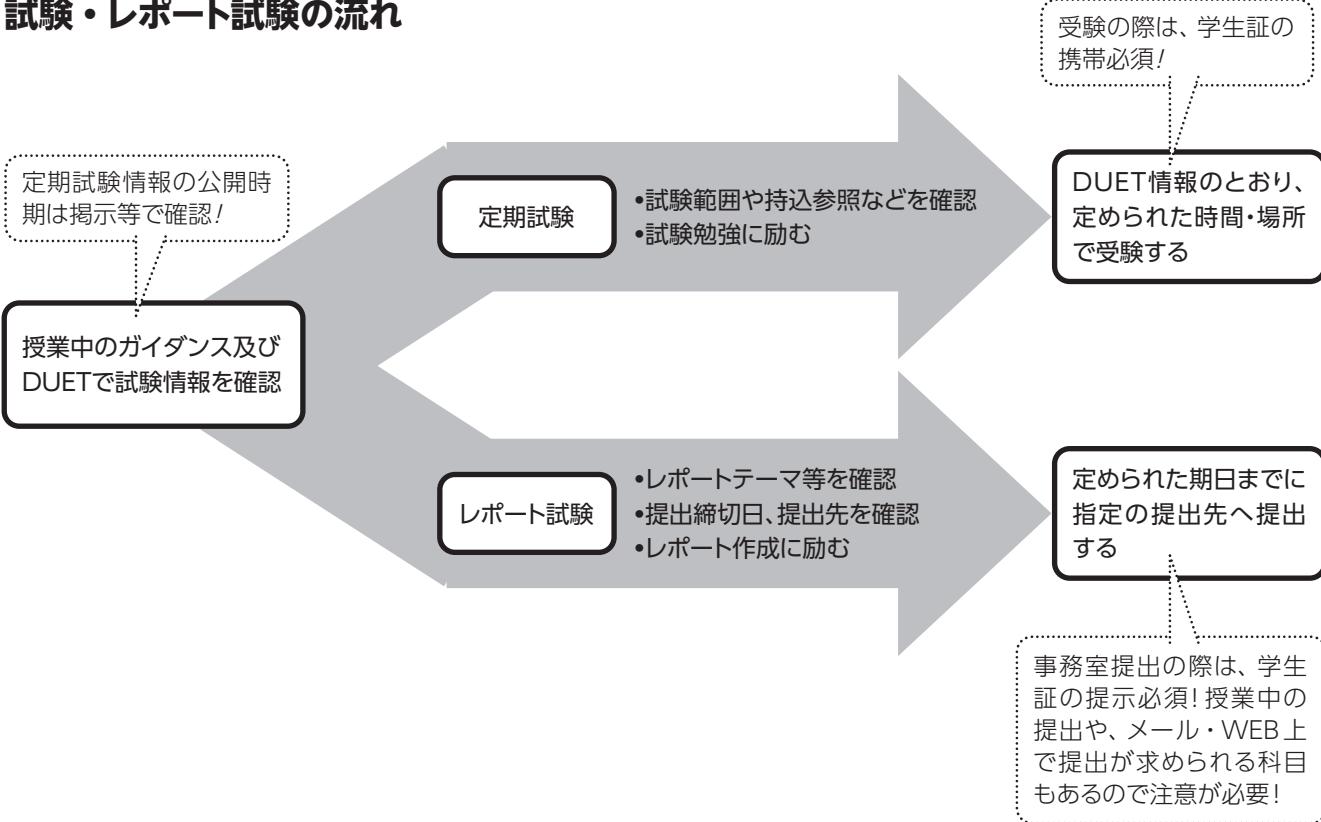
履修中止制度

授業開始後1ヶ月程度を目安に、望ましい評価が得られないと判断した科目や、履修を取りやめたい科目については、定められた期間中に一定条件のもと、登録科目の履修中止が認められています。各学期の履修中止期間は大学ホームページもしくは掲示にて確認してください。

試験について

履修した授業科目のうち、開講学期中に中間評価（レポート試験を含む）、開講学期末に定期試験（レポート試験含む）を行う場合があります。いずれの科目で試験が実施されるかは、『シラバス』の成績評価基準及び、授業内でのガイダンスにて必ず確認してください。

試験・レポート試験の流れ



試験上の注意事項 (学部一般内規より抜粋)

- 1) 学費未納のままでは受験できない。
- 2) 未登録の授業科目は、受験できない。
- 3) 授業日数の3分の2以上の出席がない場合は、科目担当者の判断によって、受験資格を取り消すことがある。
- 4) 試験には、必ず学生証を持参しなければならない。
- 5) 試験に15分以上遅刻した者は、受験を許さない。また、試験開始後30分経過するまでは退室できない。
- 6) 論文・レポート試験及びe-learning等 Learning Management System (LMS)による試験に関する注意事項等は別に定める。
- 7) 試験にかかる不正行為があつて、当該学部教授会がそれを認定した場合は、その試験が実施された学期中の全科目を不合格とする。ただし、当該学部が定める科目については除く。
- 8) 試験上の注意は授業内に行われる中間評価にも適用することがある。

追試験制度

疾病その他やむを得ない事由により試験を受験できなかった場合は、その授業科目の試験終了後3日以内（窓口業務休止日を除く）に願い出れば、追試験を行うことがあります。手続きには、当該試験を受験できなかった証明書の提示が必要です。

追試験対象事由例及び、必要な証明書類についての詳細は大学HP内「在学生」より確認してください。

URL : https://www.doshisha.ac.jp/students/curriculum/exam_type.html

追試験の流れ（インフルエンザに罹患した場合の例）

※実際の試験日とは異なります。

※ 日 付	試験科目	状 況	追試験対象	申請期限
1/19(木)	—	発熱のため、医療機関を受診 ⇒インフルエンザと診断され、1/20(金)～5日間 自宅安静を言い渡される。(診断書を発行)		
1/20(金)	科目A	自宅安静期間1日目	○	
1/21(土)		自宅安静期間2日目		
1/22(日)		自宅安静期間3日目		
1/23(月)	科目B	自宅安静期間4日目	○	
1/24(火)	—	自宅安静期間5日目		
1/25(水)	科目C		×	科目Aの 申請締切日
1/26(木)	科目D	登校可 (通常通り試験を受験)	×	科目Bの 申請締切日
1/27(金)	—			



必ず診断書を発行してもらうこと! その際、必ず「**自宅安静期間**」を明記してもらうこと!

受付は京田辺キャンパス教務センター（心理学部）で行います。申請期限が過ぎたものや、証明書に不備がある場合は、受理できない場合があります。その他、不明点や特殊な事情がある場合は、自己判断せず京田辺キャンパス教務センター（心理学部）までご相談ください。（自宅安静の場合は、追試験申請期間内に電話・メール等でご連絡ください）

成績評価と単位

成績評価はGPA (Grade Point Average) 制度によって行なわれます。

GPA制度は、大学教育における成績評価制度のグローバル・スタンダードとして、現在、国際的に最も認知度の高い制度です。大学教育の国際競争環境に関する教員と学生双方の自覚を高め、GPAを核とした的確な履修指導や学修支援システムを充実させることにより、学生の自立的な自己教育を支援し、本学の教育を質的に一層向上させることを目的としています。

GPA制度の概要

各科目の成績評価を以下の判定基準に従い、5段階 [A・B・C・D・F] で評価し、各成績評価段階に4.0~0.0の評点 (Grade Point) を付与して、1単位あたりの評定平均値 (Grade Point Average) を算出する方法です。GPAは、不合格を意味するF評価の成績を含めて以下の計算式で算出しますが、F評価であった科目を再履修してD以上の評価を得た場合、直近のF評価は新たな評価に書き換えられて算出されます。

GPAの評価基準

GP	評点	判定内容
A	4.0	特に優れた成績を示した
B	3.0	優れた成績を示した
C	2.0	妥当と認められる成績を示した
D	1.0	合格と認められる最低限度の成績を示した
F	0.0	合格と認められるに足る成績を示さなかった

GPAの算出方法

$$\textcircled{A} \times 4.0 + \textcircled{B} \times 3.0 + \textcircled{C} \times 2.0 + \textcircled{D} \times 1.0 + \textcircled{F} \times 0.0$$
$$\textcircled{A} + \textcircled{B} + \textcircled{C} + \textcircled{D} + \textcircled{F}$$

ⒶⒷⒸⒹⒻはA～Fの評価が
ついた科目の単位数の合計

成績通知書には履修した全ての科目の評価とGPAが記載され、成績証明書にはGPAと不合格科目を除く履修した全ての科目の評価が記載されます。

科目担当者による授業講評

教員と学生間の教育的フィードバック・システムを全学的に整備することを目的として、期末試験やレポート試験結果および「学生による授業評価アンケート」を含めた授業関連活動全般に関する科目担当者による講評を、大学ホームページ上で公開します。

成績評価結果の公表

各学部・研究科が定める科目を除き、授業クラス毎の平均点や、評点の分布を大学ホームページで公表します。

クレーム・コミッティ制度 採点質問

厳格な成績評価制度の導入に伴い、大学は学生により質の高い教育を提供していくなければなりません。このため、授業クラス毎の評点の平均値や分布を公表しています。また、大学が学生からの授業内容・授業方法に関する改善の要望や成績評価に関する質問や異議申し立てを受け付け、調査し回答するために、クレーム・コミッティ制度や採点質問の受付期間を設けています。



- 科目担当者との直接的なコミュニケーションでは解決できない授業内容や授業方法に関する改善の要望があれば、京田辺キャンパス教務センター（心理学部）へ申し出てください。学部・研究科で相談の内容を確認後、必要に応じて各学部等のクレーム・コミッティが事実関係を調査し、クレームに関わる一連の対応について回答します。
なお、いかなる場合であっても、相談者の学生IDや氏名が授業担当者に明かされることはなく、また相談によって決して不利益を被ることはありません。
- 成績評価に関する質問を行いたい場合は、まず、科目担当者による授業講評を確認してください。それでも解決しない場合は、指定された期間に京田辺キャンパス教務センター（心理学部）に申し出てください。

成績評価の書き換え について

GPA制度では、F評価であった科目を再履修してD評価以上を得た場合、直近のF評価は新たな評価に書き換えられます。

再履修回数 1回の場合 (例)

履修年度	科目名・クラス	評価
n	心理学概論 (1)	F
n+1	心理学概論 (1)	C

n年度の「F」評価がn+1年度の「C」評価によって書き換えられます。書き換えられたことによってn年度の「F」評価の評点「0.0」はGPAの判定に算入されなくなります。

再履修回数 2回の場合 (例)

履修年度	科目名・クラス	評価
n	心理学概論 (1)	F
n+1	心理学概論 (1)	F
n+2	心理学概論 (1)	C

n+1年度の「F」評価によってn年度の「F」評価は確定。よって以後の成績通知書にこの「F」評価は記載され、評点「0.0」はGPAの判定に算入されます。

n+1年度の「F」評価がn+2年度の「C」評価によって書き換えられます。書き換えられたことによってn+1年度の「F」評価の評点「0.0」はGPAの判定に算入されなくなります。



「大学コンソーシアム京都単位互換科目」、「同志社女子大学単位互換科目」、「早稲田大学交流協定単位互換科目」、「プロジェクト科目」は成績を書き換えません。

認定心理士／認定心理士(心理調査) 資格について

カリキュラム

履修コース

心理学部では、卒業までに公益社団法人日本心理学会が定めた必要な科目を履修し、卒業することで、民間資格である「認定心理士」および「認定心理士(心理調査)」における取得要件を満たすことができます。なお、いずれの資格も心理系職業に直結する職能資格ではありません。

*同じ民間資格に「臨床心理士」がありますが、心理学部では資格要件を満たすことはできません。

(注1) いずれの資格も、資格要件を満たしたのちに自身で外部機関へ所定の手続きを行う必要があります。自動的に大学から資格が付与されるわけではありません。

(注2) 団体割引での申請には対応していません。

手続き等の詳細は公益社団法人日本心理学会HPを参照ください。

→ 公益社団法人日本心理学会HP : <https://psych.or.jp/qualification/>

認定心理士／認定心理士(心理調査) 科目対応表

	分類	科目群	2025年度生		
			心理学部での科目分類	資格上の単位数	科目名
卒業要件	基礎科目 【12単位以上】	a.心理学概論【4単位以上】	必修	2	心理学概論(1)
			必修	2	心理学概論(2)
		b.心理学研究法【4単位以上】	必修	2	心理学研究法(1)
			必修	2	心理学研究法(2)
			必修	2	心理学統計法(1)
		c.心理学実験・実習【4単位以上】	必修	2	心理学統計法(2)
			必修	2	心理学実験(1)
			必修	2	心理学実験(2)
			必修	2	心理学実験(3)
科目登録について	認定心理士 【基礎科目12単位以上、選択科目16単位以上を含む36単位以上】	d.知覚心理学・学習心理学	選択I-A	2	学習心理学(学習・言語・心理学I)
			選択I-A	2	認知心理学(知覚・認知心理学)
			選択I-A	2	感情心理学(感情・人格心理学I)
			選択I-A	2	行動分析学(学習・言語心理学II)
		e.生理心理学・比較心理学	選択I-A	2	神経科学の基礎
			選択I-A	2	比較認知心理学
			選択I-A	2	生理心理学(神経・生理心理学I)
			選択I-A	2	精神生理学(神経・生理心理学II)
		f.教育心理学・発達心理学	選択I-C	2	発達心理学
			選択I-C	2	乳幼児心理学
			選択I-C	2	障害者・障害児心理学
			選択I-D	2	発達と学習の心理学
			選択I-C	2	高齢者心理学
			選択I-C	2	学校心理学(教育・学校心理学)
試験について	成績評価について	g.臨床心理学・人格心理学	必修	2	臨床心理学概論
			選択I-B	2	パーソナリティ心理学(感情・人格心理学II)
			選択I-B	2	健康心理学(健康・医療心理学)
			選択I-B	2	心理学的支援法
			選択I-B	2	犯罪心理学(司法・犯罪心理学)
			選択I-B	2	臨床社会心理学
			選択I-C	2	家族心理学(社会・集団・家族心理学III)
			選択I-C	2	教育相談の理論と方法
	心理関連資格	h.社会心理学・産業心理学	選択I-B	1	精神疾患とその治療(副次科目)
			選択I-B	2	環境心理学
			選択I-B	2	実験社会心理学(1)(社会・集団・家族心理学I)
			選択I-B	2	実験社会心理学(2)(社会・集団・家族心理学II)
			選択I-B	2	産業・組織心理学
			選択I-B	2	交通心理学
成績評価について	心理関連資格	i.心理学関連科目	選択I-B	2	リスク心理学
			選択I-E	2	公認心理師の職責
			選択I-A	2	食行動の心理学
			選択I-A	2	スポーツ心理学
			選択I-C	2	生徒・進路指導の理論と方法
			選択I-D	2	心理学史
			選択I-D	2	心理学特論
			選択I-C	2	ヒューマン・モティベーション
			選択I-D	2	多変量解析法の基礎
			必修	4	卒業論文

*上記の「認定心理士」の申請条件をみたしたうえで、「認定心理士(心理調査)」が申請可能となる

	科目群	2025年度生		
		心理学部での科目分類	資格上の単位数	科目名
認定心理士 (心理調査)	1.概論【2単位以上】	必修	2	心理学研究法(1)
		必修	1	心理学研究法(2)(副次科目)
認定心理士 (心理調査)	2.統計【2単位以上】	必修	2	心理学統計法(1)
		必修	2	心理学統計法(2)
		選択I-D	2	多変量解析法の基礎
認定心理士 (心理調査)	3.実践【6単位以上】	必修	2	心理学実験(3)
		必修	4	卒業論文
		必修	2	心理学データ解析実習

公認心理師資格について

心理学部では、国家資格である「公認心理師」の受験資格要件を満たすカリキュラムを2018年度入学生より施行しています。そのため、2018年度以降生については、公認心理師法で定められた以下の「大学における必要な科目」を全て履修し、卒業することで、受験要件のうちの「4年制大学における要件」を満たすことができます。

(注)1 学部で受験資格要件を満たしても、受験資格が得られるわけではありません。学部での要件を満たしたうえで公認心理師法に対応した大学院に進学し、必要科目を履修のうえ修了する、もしくは指定機関で一定期間以上の実務経験を得る必要があります。受験資格取得ルートの詳細は以下URLを参照してください。

一般財団法人日本心理研修センターHP : https://www.jccpp.or.jp/shiken.cgi#exam_001_anchor_03



公認心理師法 大学における必要な科目	2025年度生用カリキュラム				「心理演習」登録条件	心理実習(1),(2)登録条件	備考
	配当年次	必選区分	設置科目名	単位			
①公認心理師の職責	2~	選択I-E	公認心理師の職責	2	○	○	
②心理学概論	1~	必修	心理学概論(1)	2		○	
	1~	必修	心理学概論(2)	2			
③臨床心理学概論	2~	必修	臨床心理学概論	2		○	
④心理学研究法	2~	必修	心理学研究法(1)	2		○	
	3~	必修	心理学研究法(2)	2			
⑤心理学統計法	1~	必修	心理学統計法(1)	2		○	
	1~	必修	心理学統計法(2)	2			
⑥心理学実験	1~	必修	心理学実験(1)	2	○	○	
	1~	必修	心理学実験(2)	2	○	○	
	2~	必修	心理学実験(3)	2	○	○	
⑦知覚・認知心理学	2~	選択I-A	認知心理学(知覚・認知心理学)	2		○	
⑧学習・言語心理学	2~	選択I-A	学習心理学(学習・言語心理学I)	2		○	
	2~	選択I-A	行動分析学(学習・言語心理学II)	2			
⑨感情・人格心理学	2~	選択I-A	感情心理学(感情・人格心理学I)	2		○	
	2~	選択I-B	パーソナリティ心理学(感情・人格心理学II)	2			
⑩神経・生理心理学	2~	選択I-A	生理心理学(神経・生理心理学I)	2		○	
	2~	選択I-A	精神生理学(神経・生理心理学II)	2			
⑪社会・集団・家族心理学	2~	選択I-B	実験社会心理学(1)(社会・集団・家族心理学I)	2			
	2~	選択I-B	実験社会心理学(2)(社会・集団・家族心理学II)	2		○	
	2~	選択I-C	家族心理学(社会・集団・家族心理学III)	2			
⑫発達心理学	2~	選択I-C	発達心理学	2		○	
⑬障害者・障害児心理学	2~	選択I-C	障害者・障害児心理学	2		○	
⑭心理的アセスメント	2~	選択I-D	心理的アセスメント	2		○	
⑮心理学的支援法	2~	選択I-B	心理学的支援法	2	○	○	
⑯健康・医療心理学	2~	選択I-B	健康心理学(健康・医療心理学)	2		○	
⑰福祉心理学	2~	選択I-C	福祉心理学	2		○	
⑱教育・学校心理学	2~	選択I-C	学校心理学(教育・学校心理学)	2		○	
⑲司法・犯罪心理学	2~	選択I-B	犯罪心理学(司法・犯罪心理学)	2		○	
⑳産業・組織心理学	2~	選択I-B	産業・組織心理学	2		○	
㉑人体の構造と機能及び疾病	3~	選択I-E	人体の構造と機能及び疾病	2		○	
㉒精神疾患とその治療	2~	選択I-B	精神疾患とその治療	2		○	
㉓関係行政論	2~	選択I-E	関係行政論	2		○	
㉔心理演習	3~	選択I-E	心理演習	2		○	定員60名
㉕心理実習	4~	選択I-E	心理実習(1)	2		-	定員45名
	4~	選択I-E	心理実習(2)	2		-	定員45名

【注意事項】

- 「大学における必要な科目」に複数対応している心理学部科目がありますが、総合理解のため、複数科目履修しておくことを推奨します。
- 「心理演習」「心理実習(1)」「心理実習(2)」には上記備考の通り、登録定員を設けています。それぞれの科目を登録するためには、各年度の秋学期成績通知日(3月下旬)に実施する公認心理師説明会に必ず出席の上、以下の条件を満たしている必要があります。
 - 「心理演習」の登録条件 3年次春学期末までに上記表の○5科目の単位を必ず修得していること。
 - 「心理実習(1)」「心理実習(2)」の登録条件 3年次秋学期末までに上記表の○8科目を必ず含んだ18科目以上修得していること。

学籍・学費・履修に関する 重要なお知らせ

学籍・学費・履修に関する重要なお知らせ

カリキュラム

履修コース

卒業要件

履修上の
注意

科目履修に
ついて

単位互換・
単位認定に
ついて

科目登録に
ついて

試験について

成績評価に
ついて

心理関連資格

学籍・学費・
履修の関する
重要な
お知らせ

大学学則・
学部一般
内規

社会情勢等によって手続き方法が変更になる場合がある。

最新情報はメールやDUET、大学HP、心理学部HPを確認すること。

学生諸君への 連絡について

科目登録や授業、学費、学籍等に関する重要な連絡については、大学付与メールアドレス・DUET・学部掲示板（知真館1号館1階）を通じて行います。また、急を要する場合は大学に届け出されている携帯電話へ連絡することもあります。メールやDUET、掲示板を確認するだけでなく、携帯電話に着信があった場合は、必ず折り返すようにしてください。重要な連絡を見落とすことがないよう、十分に注意してください。



DUETや大学付与メールアドレスに送信されるメッセージを、必ず自身の携帯電話等のよく使うアカウントへ転送設定しておいてください。

各種証明書に ついて

証明書区分(和文:100円/1通、英文:300円/1通)	取り扱い窓口
健康診断証明書・卒業見込証明書(4年次生以上)	各キャンパス及び大阪・東京の各サテライトオフィスに設置されている証明書発行機で発行可能。(学割証は年間10枚まで証明書で発行可能。10枚以上は下記「各種申請窓口について」を参照)
成績証明書・在学証明書・学割証(全学年共通)	各キャンパスに設置されている証明書発行機で発行可能。
仮学生証(全学年共通)	京田辺キャンパス保健センター
教育職員免許状単位修得見込証明書(全学年共通)	京田辺キャンパス保健センター
健康診断証明書(3年次生以下)	※学生証及び発行手数料(生協電子マネーまたは現金)が必要です。

各種申請窓口に ついて

内容	取り扱い窓口
本人の住所・電話番号の変更	DUETログイン後、「住所変更」メニューにて自身で修正
登録エラー修正	
英語スコアによる単位認定(詳細は15頁を参照)	
追試験申請(詳細は21頁を参照)	
採点質問・クレームコミッティ	京田辺キャンパス教務センター(心理学部)(成心館1階)
父母等の住所・電話番号の変更	
改姓名・保証人等の変更	
休学・退学について(詳細は29頁を参照)	
通学証明書の住所変更(及び再発行)	
年間10枚を超える学割証の発行	京田辺キャンパス教務センター(教務課)(成心館1階)
学生証の再発行	

各種相談窓口に ついて

内容	取り扱い窓口
科目履修・登録、休学・退学、成績、卒業等について	京田辺キャンパス教務センター(心理学部)(成心館1階)
外国協定大学派遣留学生制度について	国際センター国際課(京田辺)(嗣業館1階)
学費延納・分納、奨学金について	京田辺校地学生生活課(成心館1階)
同志社大学育英奨学金について	京田辺キャンパス教務センター(心理学部)(成心館1階)

休学・退学について

私費留学や進路変更、疾病やその他やむを得ない事由により休学もしくは退学を希望する場合は、各学期開始前の定められた期間内に手続きを行う必要があります。休学期間は、半年（1セメスター）もしくは1年間とし、1年間の休学を申請する場合は春学期に申請する必要があります。（休学在籍料については、巻末の38頁を参照ください）手続き後、心理学部教授会で審議された上で、正式に休学もしくは退学が承認されます。

心理学部の休学・退学手続きフロー



学費について

学費管理センターから、大学名で学費の振込依頼書が指定住所宛に送付されます。引っ越し等により、送付先が変更となった場合は、速やかに京田辺キャンパス教務センター（心理学部）窓口で住所変更手続きをしてください。送付された振込依頼書を使用して、指定の期日までに納入してください。また、延納・分納については28頁の「各種相談窓口について」を参照の上、定められた期間内に手続きしてください。

【学費振込依頼書の発送日程】

- 春学期用（年額用含む）
…各年度の4月中旬
秋学期用
…各年度の10月中旬

休学が承認された場合は、休学在籍料納入用の振込依頼書を発送致します。休学が承認される心理学部教授会日程の関係上、通常の学費振込依頼書が発送される場合もあります。その際は、学費振込依頼書を使用せず、後日送付される休学在籍料振込依頼書にて納入をお願いします。

卒業見込について

4年次生の春学期科目登録期間において、卒業要件に必要な科目をすべて登録することで「卒業見込」の状態となり、大学院への出願や、就職活動等で先方から求められる「卒業見込証明書」が発行できるようになります。

例年、春学期の登録期間に4年次生秋学期開講の必修科目「演習(2)」及び「卒業論文」を登録していないケースが散見されます。意図して登録していないのか、登録を忘れているのかは、大学側では判断がつきませんので、必修科目を含む1年間の全科目を春学期に登録してください。



同志社大学学則

(2025年4月1日改正)

第Ⅰ章 総 則

第1条 本学は、教育基本法にのっとり、学校教育法の定める大学として、学術を教授研究し、あわせてキリスト教的教育の特色を發揮し、国家社会に有用な人物を養成することを目的とする。

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 点検及び評価に関する規程は、別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

4 本学は、第1項及び前項に規定する点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を公表するとともに、教育研究活動等について不斷の見直しを行う。

第1条の3 本学は、教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、公表するものとする。

第2条 本学に、学部、大学院その他の教育研究組織を置く。

2 大学院に関する学則は、別にこれを定める。

第2条の2 本学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各学部において学科毎に定め、別表Ⅱに記載する。

第Ⅱ章 学 部

第Ⅰ節 修業年限、学年、学期及び休業日

第3条 学部の修業年限は、4年とする。

2 在学年限は、8年を超えることができない。

第4条 削除

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

第6条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日

(3) 創立記念日 11月29日

(4) キリスト降誕日 12月25日

(5) 夏期、冬期及び春期休業に関しては、別に定める。

2 前項に規定する休業日において、必要ある場合は授業を行うことがある。また休業日は、臨時に定めることができる。

第Ⅱ節 学部学科等の組織

第7条 本学に、次の学部学科を置く。

神学部

神学科

文学部

英文学科

哲学科

美学芸術学科

文化史学科

国文学科

社会学部

社会学科

社会福祉学科

メディア学科

産業関係学科

教育文化学科

法学部

法律学科

政治学科

経済学部

経済学科

商学部

商学科

政策学部

政策学科

文化情報学部

文化情報学科

理工学部

インテリジェント情報工学科

情報システムデザイン学科

電気工学科

電子工学科

機械システム工学科

機械理工学科

機能分子・生命化学科

化学システム創成工学科

環境システム学科

数理システム学科

生命医科学部

医工学科

医情報学科

医生命システム学科

スポーツ健康科学部

スポーツ健康科学科

心理学部

心理学科

グローバル・コミュニケーション学部

グローバル・コミュニケーション学科

グローバル地域文化学部

グローバル地域文化学科

第7条の2 削除

第7条の3 本学にキリスト教文化センターを置く。

2 キリスト教文化センターに関する規程は、別に定める。

第7条の4 本学にハリス理化学研究所を置く。

2 ハリス理化学研究所に関する規程は、別に定める。

第7条の5 削除

第7条の6 本学に歴史資料館を置く。

2 歴史資料館に関する規程は、別に定める。

第7条の7 削除

第7条の8 本学に全学共通教養教育センターを置く。

2 全学共通教養教育センターに関する規程は、別に定める。

- 第7条の9 本学に国際教育インスティテュートを置く。
2 国際教育インスティテュートに関する規程は、別に定める。
第7条の10 本学に免許資格課程センターを置く。
2 免許資格課程センターに関する規程は、別に定める。
第7条の11 本学に学習支援・教育開発センターを置く。
2 学習支援・教育開発センターに関する規程は、別に定める。
第7条の12 削除
第7条の13 削除
第7条の14 本学に国際教養教育院を置く。
2 国際教養教育院に関する規程は、別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法

- 第8条 各学部学科の教育課程は、各学部学科が学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号により定める方針に基づき編成し、履修方法とともに別表IIにこれを定める。
第8条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
3 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
第8条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
第9条 学生は、所属学部学科の規定に従って、一定単位数の授業科目を履修しなければならない。
2 教育職員免許状を得るための資格及び司書、司書教諭、学芸員の資格を得たい者は、特に指定された授業科目を履修しなければならない。
3 授業科目的単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準による。
(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
(2) 実験、実習、実技等については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
(3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める。
4 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。
第9条の2 本学は、各学部において教育上有益と認めるときは、学生が学部の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で認定することができる。
2 第27条の2により留学した大学において単位を修得した者には、前項により認定した単位と合わせて60単位を超えない範囲で認定することができる。

- 3 外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し修得した単位及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修し修得した単位を、前2項により認定した単位と合わせて60単位を超えない範囲で認定することができる。
第9条の3 本学は、各学部において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部教授会の定めるところにより単位を与えることができる。
2 前項の単位数は、前条第1項、第2項及び第3項と合わせて60単位を超えないものとする。
第9条の4 本学は、各学部において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学において修得したものとして認定することができる。
2 本学は、各学部において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に行つた短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。
3 前2項の単位数は、転入学及び編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第9条の2第1項、第2項及び第3項並びに前条第1項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
第9条の5 第8条の2第2項の授業の方法により修得する単位は、各学部における卒業に必要な単位数から64単位を除いた単位数を上限として、卒業に必要な単位とすることができる。
第9条の6 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。
2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。
第10条 削除

第4節 単位の授与及び成績評価

- 第11条 一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。
- 第12条 削除
- 第13条 学修の成果に係る評価は、A、B、C、D及びFで評価し、D以上の成績を合格とする。ただし、学部の定めるところにより、特定の授業科目については学修の成果に係る評価を、合格又は不合格で評価することができる。
- 第14条 疾病その他やむを得ない事由により受験できなかった場合は、その授業科目の試験日の翌日から起算して3日以内に願い出れば、追試験を行うことがある。

第5節 卒業及び学位の授与

第15条 学部学科所定の教育課程に従って授業科目を履修し、所定の単位を修得した者に卒業の認定を行い、卒業した学部学科の種類により次の学士の学位を授与する。在学期間に關しては、学部の定めるところにより、所定の単位を優れた成績で修得したと認められる者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

学士（神学、英文学、哲学、美学芸術学、文化史学、国文学、社会学、社会福祉学、メディア学、産業関係学、教育文化学、法学、政治学、経済学、商学、政策学、文化情報学、工学、理学、スポーツ健康科学、心理学、グローバル・コミュニケーション学、グローバル地域文化学、国際教養）

2 前項に規定する学位には、「学士（神学）（同志社大学）」のように明記することを必要とする。

カリキュラム

履修コース

卒業要件

履修上の注意

科目履修について

単位互換・
単位認定について

科目登録について

試験について

成績評価について

心理関連資格

学籍・学費・
履修の関する
重要な
お知らせ

大学学則・
学部一般
内規

第6節 収容定員及び教育研究実施組織

第16条 各学部の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部学科別	入学定員	編入学定員	収容定員
神学部	63名	252名	
神学科	63名	252名	
文学部	705名	2,820名	
英文学科	315名	1,260名	
哲学科	70名	280名	
美学芸術学科	70名	280名	
文化史学科	125名	500名	
国文学科	125名	500名	
社会学部	442名	1,768名	
社会学科	90名	360名	
社会福祉学科	98名	392名	
メディア学科	88名	352名	
産業関係学科	87名	348名	
教育文化学科	79名	316名	
法学部	893名	3,572名	
法律学科	683名	2,732名	
政治学科	210名	840名	
経済学部	893名	3,572名	
経済学科	893名	3,572名	
商学部	893名	3,572名	
商学科	893名	3,572名	
政策学部	420名	1,680名	
政策学科	420名	1,680名	
文化情報学部	294名	1,176名	
文化情報学科	294名	1,176名	
理工学部	756名	20名 3,064名	
インテリジェント情報工学科	83名	2名 336名	
情報システムデザイン学科	83名	2名 336名	
電気工学科	80名	2名 324名	
電子工学科	86名	2名 348名	
機械システム工学科	96名	2名 388名	
エネルギー機械工学科	70名	2名 284名	
機能分子・生命化学科	83名	2名 336名	
化学システム創成工学科	83名	2名 336名	
環境システム学科	51名	2名 208名	
数理システム学科	41名	2名 168名	
生命医科学部	265名	1,060名	
医工学科	100名	400名	
医情報学科	100名	400名	
医生命システム学科	65名	260名	
スポーツ健康科学部	221名	884名	
スポーツ健康科学科	221名	884名	
心理学部	158名	632名	
心理学科	158名	632名	
グローバル・コミュニケーション学部	158名	632名	
グローバル・コミュニケーション学科	158名	632名	
(うち、英語コース)	85名	340名	
グローバル地域文化学部	190名	760名	
グローバル地域文化学科	190名	760名	
計	6,351名	20名 25,444名	

第17条 本学に、教授、准教授、助教及び助手を置く。

2 本学に、特別任用教授、特別任用助教（有期研究員）及び特別任用助手（有期研究員）を置くことができる。

3 本学に、客員教授、客員准教授及び客員助教を置くことができる。

第17条の2 削除

第18条 本学に、学長を置く。

2 学長は、本学を代表するとともに、校務をつかさどり、教職員を統括する。

3 学長は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修等を実施する。

4 学長に関し必要な事項は、別に定める。

第18条の2 本学に、副学長を置く。

2 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

第18条の3 本学に、学部長を置く。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

第18条の4 本学に、機構長、部長、所長、館長、室長、別科長等を置く。

第18条の5 本学に、学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

第18条の6 本学に、その事務を遂行するため、職員を置く。

2 事務組織に関する規程は、別に定める。

第19条 本学の各学部に教授会を置く。

2 教授会は、学部に関する次の事項を審議する。

(1) 学生の入学、退学、休学、卒業等に関する事項及び学位の授与に関する事項

(2) 教育課程に関する事項

(3) 教員の人事に関する事項

(4) 学則、学部諸規程に関する事項

(5) その他、学部長がつかさどる教育研究に関する事項

3 教授会は、学長から諮問された事項について審議する。

4 教授会は、学生の入学、卒業及び学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

5 教授会の組織及び運営に関する事項は、各学部教授会において定める。

第19条の2 本学に部長会を置く。

2 大学及び各学部に共通する重要事項は、部長会で審議する。

3 部長会に関する規定は、別に定める。

第19条の3 本学に大学評議会を置く。

2 大学評議会は、本学の中長期の方針に関わる事項を審議し、その達成状況を検証する。

3 大学評議会に関する規則は、別に定める。

第19条の4 本学に大学教授会を置く。

2 大学教授会は、大学の重要な事項に関し学長の諮問に応じる。

第7節 入学、転入学、編入学、休学、留学、退学、除籍及び再入学

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学部が必要とする時には、入学の時期を学期の始めとすることができる。

第21条 学部第1年次に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 高等学校卒業者

(2) 中等教育学校卒業者

(3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(4) 高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めたもの

(5) 大学への入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第150条に規定された者

第22条 前条の資格を有する入学志願者について、各学部が学校教育法施行規則第165条の2第1項第3号により定める方針に基づき、高等学校卒業程度の入学試験を行い、入学を許可する。

第23条 学部第2年次及び第3年次では、第2項又は第3項の各号のいずれかに該当する入学志願者について選考を行い、転入学又は編入学を許可することがある。

2 第3年次に転入学又は第2年次若しくは第3年次に編入学することができる者は、次のとおりとする。

(1) 大学第2年次修了者

(2) 短期大学卒業者

(3) 高等専門学校卒業者

(4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(5) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第155条第2項又は同第177条に規定された者並びに文部省令第1号により大学への編入学を認められた者

(6) 高等学校の専攻科の課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

3 第2年次に転入学することができる者は、次のとおりとする。

(1) 大学第1年次修了者

(2) 外国の大ににおいて前号に準じる課程を修了した者

4 第3年次に転入学又は編入学することを許可された転入学生及び編入学生の修業年限は2年とし、在学年限は6年を超えることができない。

5 第2年次に転入学又は編入学することを許可された転入学生及び編入学生の修業年限は3年とし、在学年限は7年を超えることができない。

第24条 入学志願者は、指定期日までに所定の書類を提出し、別表Ⅰの5に定める入学検定料を納入しなければならない。

2 災害等の特別な事情により入学検定料の納入が困難であると認められる入学志願者には、申請に基づき、入学検定料を免除することがある。

カリキュラム
履修コース
卒業要件
履修上の注意
科目履修について
単位互換・単位認定について
科目登録について
試験について
成績評価について
心理関連資格
学籍・学費・履修の関する重要なお知らせ
大学学則・学部一般内規

- 3 前項の入学検定料の免除の詳細は、別に定める。
- 第25条 入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。
- 2 本学の複数の学部・学科・コース（以下「学部等」という。）の入学許可を得て、一方の学部等の学費を納入した者が、もう一方の学部等へ入学を希望する場合は、申請に基づき、既に納入した学費を、もう一方の学部等の学費に振替を認めることができる。
- 3 前項の振替の詳細は、別に定める。
- 第26条 連帯保証人は1名とし、父又は母（父母のいない者は、これにかわる親戚等）とする。
- 2 連帯保証人は、その学生の在籍中、本学学費及び本学に損害を与えた場合の損害賠償等の債務につき、極度額の範囲において連帯保証しなければならない。極度額は別表Ⅰに定める学費1年分とする。
- 3 連帯保証人が転籍、転居等をしたときは、その旨直ちに届け出なければならない。
- 4 連帯保証人が死亡したとき、又はその資格を失ったときは、あらたに連帯保証人を定めて、届け出なければならない。
- 第27条 学生が疾病その他やむを得ない事由により、休学しようとするときは、連帯保証人連署のうえ、春学期又は秋学期授業開始日までにその旨願い出て、許可を得なければならない。
- 2 休学期間は、1年又は半年とする。
- 3 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。
- 4 休学期間は、第3条並びに第23条第4項及び第5項に定める修業年限、在学年限には算入しない。
- 第27条の2 学生は、在学中当該学部教授会が本人の教育上有益と認め、学長が承認した場合に限り、本学の認定する外国の大学に留学することができる。
- 2 留学の期間は、第3条並びに第23条第4項及び第5項に定める修業年限及び在学年限に算入できる。
- 3 留学の取扱いについては、別にこれを定める。
- 第28条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により、退学しようとするときは、連帯保証人連署のうえ、その旨願い出なければならない。
- 第29条 学長は学力劣等にして成業見込みなしと認める者、又は出席常でない者を、当該学部教授会の審議を経て、諭旨退学せることがある。
- 第30条 学長は品行不良の者、学業怠慢の者、学校の秩序を乱した者、その他学生としての本分に反した者で、当該学部教授会において懲戒の対象となりうると認められたときには、けん責、停学又は退学に処することができる。
- 2 前項の懲戒に関する規程は、別に定める。
- 第30条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。ただし、第1号については、春学期末卒業予定者は春学期末、それ以外の者は該当学年末（秋学期入学者は春学期末）、また第2号並びに第3号については、該当学期末に除籍する。
- (1) 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者
- (2) 在学期間が第3条第2項並びに第23条第4項及び第5項に規定する在学年限を超える者
- (3) 学費未納で履修科目的登録をしていない者
- 第30条の3 退学者及び前条第1項第1号又は第3号により除籍

- された者が、連帯保証人連署のうえ、再入学を願い出た場合は、それを許可することがある。
- なお、除籍された者が再入学を願い出る場合は、事前に未納学費を完納しなければならない。
- 第30条の4 再入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、定められた学費を納入しなければならない。
- ## 第8節 科目等履修生、聴講生及び外国人留学生
- 第31条 各学部等に設置する一又は複数の授業科目を履修し単位を修得しようとする者があるときは、相当の資格があると認めた者につき、科目等履修生とすることができる。
- 2 科目等履修生のうち、他の大学の学生で、協定に基づき本学の授業科目を履修する者については、交流学生又は単位互換履修生として受け入れることができる。
- 第32条 科目等履修生が履修した授業科目について試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果に係る評価を受け合格したときは、所定の単位を与える。
- 2 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関する内規は、別に定める。
- 第33条 削除
- 第34条 削除
- 第35条 各学部に設置する一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、相当の資格があると認めた者につき、聴講生とすることができる。
- 第36条 聴講生に関する内規は、別に定める。
- 第36条の2 外国人留学生に関する内規は、別に定める。
- ## 第9節 学費
- 第37条 在学生の学費は、春学期及び秋学期の学年暦に定める日までに納入しなければならない。ただし、春学期の学費を納入するときに、当該年度の秋学期の学費も納入することができる。
- 2 外国人留学生（特別学生）研修料は、春学期及び秋学期の学年暦に定める日までに納入しなければならない。
- 3 履修料及び聴講料は、所定の期間内に納入しなければならない。
- 第38条 学費は、入学金、授業料（履修料、聴講料、研修料を含む。）、教育充実費、特別在籍料及び休学在籍料とし、その額は、別表Ⅰから別表Ⅳにこれを定める。
- 2 協定に基づくダブルディグリー・プログラムにより、本学から1学期間以上留学する者は、特別在籍料を納入するものとし、入学金を除く他の学費の納入を要しない。
- 3 休学を許可された者は、休学在籍料を納入するものとし、入学金を除く他の学費の納入を要しない。
- 4 第31条第2項に定める、協定に基づき本学の授業科目を履修するため、他の大学から受け入れた交流学生及び単位互換履修生の学費については、当該大学との協定に基づき設定する。
- 5 いったん納入した学費は、返還しない。ただし、入学許可を得た者で、入学日の前日までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金又はこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。
- 6 履修科目の登録に際して実験実習料を要する科目及びその実験実習料については、別に定める。
- 7 退学者又は除籍された者については、別に定める場合を除き、

当該学期の学費を徴収する。

8 第30条第1項に基づく停学に処せられた者については、その期間中も学費を徴収する。

第39条 やむを得ない事情があると認められる場合は、申請に基づき、学費（特別在籍料及び休学在籍料を除く。）を延納又は分納することができる。

2 前項の学費の延納又は分納の詳細は、別に定める。

第39条の2 本学は、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、授業料及び入学金の減免を行う。

2 前項の授業料及び入学金の減免の詳細は、別に定める。

第39条の3 災害等の特別な事情により学費の納入が困難であると認められる者には、申請に基づき、学費の一部を免除することがある。

2 前項の学費の一部免除の詳細は、別に定める。

第3章 附 屬 施 設

第40条 図書館を設け、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報等を系統的に整備し、教育研究を促進する。

2 大学には学部研究室、実験室、研究所等を設ける。

第41条 寄宿舎を設け、一部学生を入舎させる。

第42条 学生支援機構保健センターを設け、教職員及び学生の保健医療に当る。

附 則

1 この学則は、2005年4月1日から施行する。

2 第27条第3項の規定は、1989年度入学生から適用する。

3 第9条に規定する教育職員免許状を得るための資格（高等学校地理歴史・公民科）については、1990年度入学生から適用する。

4 第7条、第16条は、知識工学科設置、機械工学科、機械工学第二学科の機械システム工学科、エネルギー機械工学科への名称変更及び工業化学科、化学工学科の機能分子工学科、物質化学工学科への改組転換により1994年4月1日から改正施行する。

5 第7条は、学部第2部を1997年度入学生から学生募集停止及び文学部第1部、法学部第1部、経済学部第1部、商学部第1部の文学部、法学部、経済学部、商学部への名称変更により1997年4月1日から改正施行する。

第16条は、文学部英文学科、文化学科国文学専攻、法学部法律学科、政治学科、経済学部、商学部に昼間主コース、夜間主コースを設置。これにともなう学部、学科の収容定員増加変更により1997年4月1日から改正施行する。

なお、各学部の第2部は、当該学部の第2部に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。（1997年4月1日改正）

6 第7条、第16条は、神学部に神学科、経済学部に経済学科、商学部に商学科の学科名明示により、1999年4月1日から改正施行する。（1999年4月1日改正）

7 第7条、第16条は、文学部社会学科新聞学専攻のメディア専攻への名称変更、政策学部政策学科、工学部情報システムデザイン学科及び環境システム学科の設置により2004年4月1日から改正施行する。（2004年4月1日改正）

8 第7条は、文学部の改組・再編による文化学科、社会学科及び各学科内の専攻の廃止、それに伴う文学部哲学科、心理学科、

美学芸術学科、文化史学科、国文学科及び社会学部社会学科、社会福祉学科、メディア学科、産業関係学科、教育文化学科の設置並びに文化情報学部文化情報学科の設置により2005年4月1日から改正施行する。

第16条は、文学部の改組・再編に伴う学部・学科の設置及び文化情報学部の設置並びに法学部及び経済学部の昼間主コース、夜間主コースの廃止により2005年4月1日から改正施行する。

なお、廃止する文化学科及び社会学科の各専攻並びに法学部及び経済学部の昼間主コース及び夜間主コースは、2005年度より学生募集を停止する。ただし、各学科・専攻及びコースは、当該学科・専攻及びコースに在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。（2005年4月1日改正）

9 第13条に規定する試験の成績評価は、2004年度第1年次入学生から適用し、2003年度以前の入学生については、従前の規程による。

10 第15条に規定する学位は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、従前の規程による。

11 第30条の3に規定する再入学は、2004年度第1年次入学生から適用する。

12 第8条の別表IIの各学部教育課程表は、2005年度第1年次入学生から適用し、2004年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の教育課程表による。

13 第38条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2005年度入学生に適用する。2004年度以前の入学生については、従前の学費による。

14 第38条第1項の別表Iに定める学費のうち、休学在籍料については、2003年度以降在学の学生に適用する。ただし、2002年度以前の入学生的うち、従前の学費による休学中の学費が休学在籍料を下回る場合は、その額とする。

附 則

1 この学則は、2006年4月1日から施行する。

2 第7条及び第16条は、工学部知識工学科の名称変更により、改正・施行する。なお、知識工学科は、2006年度より学生募集を停止する。ただし、当該学科は、当該学科に在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規定は、従前によるものとする。

3 第8条の別表IIの各学部教育課程表は、2006年度第1年次入学生から適用し、2005年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の教育課程表による。

4 第38条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2006年度入学生に適用する。2005年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

1 この学則は、2007年4月1日から施行する。

2 第16条は、文学部英文学科及び国文学科の昼間主コース、夜間主コースの廃止により、改正・施行する。なお、文学部英文学科及び国文学科の昼間主コース及び夜間主コースは、2007年度より学生募集を停止する。ただし、当該コースは、当該コースに在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

3 第8条の別表IIの各学部教育課程表は、2007年度第1年次

入学生から適用し、2006年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の教育課程表による。

- 4 第38条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学会員料、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2007年度入学生に適用する。2006年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2008年4月1日から施行する。
 2 第7条は、理工学部数理システム学科、生命医科学部医工学科、医情報学科、医生命システム学科及びスポーツ健康科学部スポーツ健康科学科の設置並びに工学部、機能分子工学科及び物質化学工学科の理工学部、機能分子・生命化学科及び化学システム創成工学科への名称変更により、改正・施行する。

第16条は、政策学部政策学科の昼間主コース及び夜間主コースの廃止、理工学部数理システム学科、生命医科学部及びスポーツ健康科学部の設置並びにこれにともなう学部・学科の収容定員変更及び工学部、機能分子工学科及び物質化学工学科の理工学部、機能分子・生命化学科及び化学システム創成工学科への名称変更により改正・施行する。

なお、政策学部政策学科の昼間主コース及び夜間主コース並びに工学部は、2008年度より学生募集を停止する。ただし、各学部・学科及びコースは、当該学部・学科及びコースに在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 3 第8条の別表IIの各学部教育課程表は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の教育課程表による。
 4 第38条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学会員料、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2008年度入学生に適用する。2007年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2009年4月1日から施行する。
 2 第7条は、心理学部心理学科の設置及びそれにともなう文学部心理学科の廃止により、改正・施行する。

第16条は、心理学部心理学科の設置及びそれにともなう文学部心理学科の廃止並びに学部・学科の収容定員変更により改正・施行する。

なお、文学部心理学科は、2009年度より学生募集を停止する。ただし、文学部心理学科は、当該学科に在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 3 第8条の別表IIの各学部教育課程表は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の教育課程表による。
 4 第38条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学会員料、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2009年度入学生に適用する。2008年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2010年4月1日から施行する。
 2 第8条の別表IIの各学部教育課程表は、2010年度第1年次入学生から適用し、2009年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の教育課程表による。

3 第38条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学会員料、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2010年度入学生に適用する。2009年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2011年4月1日から施行する。
 2 第7条及び第16条は、グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科の設置により、改正・施行する。
 3 第8条の別表IIの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2011年度第1年次入学生から適用し、2010年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。

附 則

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
 2 第8条の別表IIの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。

附 則

- 1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
 2 第7条は、グローバル地域文化学部グローバル地域文化学科の設置により、改正・施行する。

第16条は、学部・学科の収容定員変更、商学部商学科の昼間主コース及び夜間主コースの廃止並びにグローバル地域文化学部グローバル地域文化学科の設置により、改正・施行する。

なお、商学部商学科の昼間主コース及び夜間主コースは、2013年度より学生募集を停止する。ただし、当該コースは、当該コースに在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。

- 3 第8条の別表IIの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2013年度第1年次入学生から適用し、2012年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。

附 則

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
 2 第8条の別表IIの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。

附 則

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
 2 第8条の別表IIの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2015年度第1年次入学生から適用し、2014年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。
 3 第38条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学会員料、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2015年度入学生に適用する。2014年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 留学生別科は、2016年度より学生募集を停止する。ただし、当該組織に在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 3 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2016年度第1年次入学生から適用し、2015年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材育成目的及び教育課定表による。
- 4 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2016年度入学生に適用する。2015年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2017年度第1年次入学生から適用し、2016年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。
- 3 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2017年度入学生に適用する。2016年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2018年度第1年次入学生から適用し、2017年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。
- 3 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2018年度入学生に適用する。2017年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2019年度第1年次入学生から適用し、2018年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。
- 3 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2019年度入学生に適用する。2018年度以前の入学生については、従前の学費による。
なお、再入学生の入学金に関する規定のただし書きについては、2020年4月1日以降に再入学する学生に適用する。
- 4 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、特別在籍料については、2019年4月1日以降に派遣を決定する学生に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 第7条及び第16条は、理工学部エネルギー機械工学科の名称変更により改正・施行する。
なお、理工学部エネルギー機械工学科は、2020年度より学生募集を停止する。ただし、当該学科は、当該学科に在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する

規程は、従前によるものとする。

- 3 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2020年度第1年次入学生から適用し、2019年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。
- 4 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料については、2020年度入学生に適用する。2019年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2021年度第1年次入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。

附 則

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2022年度第1年次入学生から適用し、2021年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。
- 3 第26条に規定する連帯保証人は、2022年度第1年次入学生から適用し、2021年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2023年度第1年次入学生から適用し、2022年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。
- 3 第26条第2項に規定する極度額は、2023年度第1年次入学生から適用する。2022年度の入学生については、従前の規定による。
- 4 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2023年度入学生に適用する。2022年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 第7条の14は、国際教養教育院の設置並びにこれに伴う第7条の7に定める日本語・日本文化教育センター及び第7条の12に定めるグローバル教育センターの廃止により、改正・施行する。なお、日本語・日本文化教育センター及びグローバル教育センターは、2024年度より学生の新規受入れを停止する。ただし、日本語・日本文化教育センター及びグローバル教育センターは、当該センターに在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程は、従前によるものとする。
- 3 第8条の別表Ⅱの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2024年度第1年次入学生から適用し、2023年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。
- 4 第38条第1項の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2024年度入学生に適用する。2023年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2025年4月1日から施行する。
- 2 第8条の別表IIの各学部人材養成目的及び教育課程表は、2025年度第1年次入学生から適用し、2024年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び教育課程表による。

3 第38条第1項の別表Iに定める学費のうち、入学会員料、授業料及び教育充実費については、2025年度入学生に適用する。2024年度以前の入学生については、従前の学費による。

別表I 学 費

入学金、授業料及び教育充実費

(年額)

		入 学 金	授 業 料	教育充実費
神 学 部 文 学 部 社 会 学 部 法 学 部 経 済 学 部 商 学 部 政 策 学 部 グローバル地域文化学部	第1年次	200,000円	783,000円	165,000円
	第2年次		983,000円	165,000円
	第3年次		983,000円	165,000円
	第4年次		983,000円	165,000円
文化情報学部	第1年次	200,000円	895,000円	178,000円
	第2年次		1,095,000円	178,000円
	第3年次		1,095,000円	178,000円
	第4年次		1,095,000円	178,000円
理 工 学 部 (数理システム学科を除く) 生命医科学部	第1年次	200,000円	1,292,000円	249,000円
	第2年次		1,492,000円	249,000円
	第3年次		1,492,000円	249,000円
	第4年次		1,492,000円	249,000円
理 工 学 部 (数理システム学科)	第1年次	200,000円	1,215,000円	249,000円
	第2年次		1,415,000円	249,000円
	第3年次		1,415,000円	249,000円
	第4年次		1,415,000円	249,000円
ス ポ ー ツ 健 康 科 学 部	第1年次	200,000円	928,000円	178,000円
	第2年次		1,128,000円	178,000円
	第3年次		1,128,000円	178,000円
	第4年次		1,128,000円	178,000円
心 理 学 部	第1年次	200,000円	946,000円	186,000円
	第2年次		1,146,000円	186,000円
	第3年次		1,146,000円	186,000円
	第4年次		1,146,000円	186,000円
グローバル・ コミュニケー ション 学 部	第1年次	200,000円	896,000円	186,000円
	第2年次		1,096,000円	186,000円
	第3年次		1,096,000円	186,000円
	第4年次		1,096,000円	186,000円

- (1) 授業料及び教育充実費については、各々2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。
(2) 4年を超えて在籍した場合（再修生）の学費は、第4年次の学費を適用する。
(3) 転入学生及び編入学生の入学金は、200,000円とし、授業料及び教育充実費は、転入学又は編入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学卒業生に限り、入学金は2分の1とする。
(4) 再入学生の入学金は、100,000円とし、授業料及び教育充実費は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000円とする。

ダブルディグリープログラム による留学期間	特別在籍料
I 年	300,000円
I 学期	150,000円

休学在籍料

休 学 期 间	休学在籍料
I 年	120,000円
半 年	60,000円

- ・母国における兵役義務による休学が認められた者は、休学在籍料の納入を要しない。

別表 I の 2 履修料

履修登録料	全 学 部	25,000円
履 修 料 (1単位につき)	神、文、社会、法、経済、商、政策、グローバル地域文化学部	22,000円
	文化情報、スポーツ健康科学部	23,000円
	理工、生命医科学部	31,000円
	心理、グローバル・コミュニケーション学部	25,000円

(1) 履修料の総額が当該年度の第1年次の「授業料及び教育充実費の合計額」を超える場合は、その額にとどめる。

(2) 本学出身者及び前年度から継続の履修生の履修登録料は、2分の1とする。

(3) 学期をまたがって履修する場合、履修登録料は、重複して徴収しない。

(4) 複数の学部に併願する場合、履修登録料は、重複して徴収しない。

別表 I の 3 聽講料

聴講登録料	全 学 部	25,000円
聴 講 料 (1単位につき)	神、文、社会、法、経済、商、政策、グローバル地域文化学部	15,000円
	文化情報、スポーツ健康科学部	15,000円
	理工、生命医科学部	21,000円
	心理、グローバル・コミュニケーション学部	17,000円

(1) 聽講料の総額が当該年度の第1年次の「授業料及び教育充実費の合計額」を超える場合は、その額にとどめる。

(2) 本学出身者及び前年度から継続の聴講生の聴講登録料は、2分の1とする。

(3) 学期をまたがって聴講する場合、聴講登録料は、重複して徴収しない。

(4) 複数の学部に併願する場合、聴講登録料は、重複して徴収しない。

別表 I の 4 外国人留学生（特別学生）入学金及び研修料

	入 学 金	研 修 料（年額）	研 修 料 (年度内の在学期間が 7月以内の場合)
神学部 文学部 社会学部 法学部 経済学部 商学部 政策学部 グローバル地域文化学部	25,000円	440,000円	220,000円
文化情報学部 スポーツ健康科学部	25,000円	460,000円	230,000円
理工学部 生命医科学部	25,000円	620,000円	310,000円
心理学部 グローバル・コミュニケーション学部	25,000円	500,000円	250,000円
国際教養教育院	25,000円	666,000円	333,500円

(1) 研修料については、2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。

(2) 特別学生が正規課程に進学した場合、正規課程の入学金は特別学生時の入学金相当額を差し引いた額とする。

(3) 期間延長者（同志社大学外国人留学生内規第4条第2項該当者）については、重複して入学金を徴収しない。また、研修料は入学年度の額を適用する。

(4) 秋学期入学者の学費については、入学年度の春学期入学者の学費を適用する。

(5) 特別学生が、年度内に20単位（国際教養教育院は、30単位）を超えて科目登録をする場合は、超過する分1単位につき上記入学金及び研修料のほかに、学部授業科目を登録するときは学則別表Iの2に定める履修料相当額を、ビジネス研究科ビジネス専攻を除く大学院授業科目を登録するときは大学院学則別表Iの2に定める履修料相当額を、ビジネス研究科ビジネス専攻授業科目を登録するときは専門職大学院学則別表Iの2に定める履修料相当額を、国際教養教育院科目を登録するときは学則別表Iの2に定める神、文、社会、法、経済、商、政策、グローバル地域文化学部の履修料相当額を研修料として納入すること。

(6) 研修料の総額が当該年度の第1年次の授業料を超える場合は、その額にとどめる。

(7) 外国の大学の教育計画で在学する特別学生又は本学と特定の外国の大学との協定により在学する特別学生その他特別の事情のある場合は、部長会の審議を経てこの学費を適用しないときがある。

別表Ⅰの5 入学検定料

カリキュラム	区分	金額
履修コース	一般選抜入学試験 推薦入学試験 転入学試験 編入学試験	35,000円
卒業要件	大学入学共通テストを利用する入学試験	個別学力検査を課す場合 25,000円 個別学力検査を課さない場合 15,000円
履修上の注意	アドミッションズオフィスによる入学者選抜	第1次審査 25,000円 第2次審査 10,000円
科目履修について	推薦選抜入学試験 自己推薦入学試験 その他特別入学試験	35,000円
単位互換・単位認定について	推薦選抜入学試験における二段階選考 自己推薦入学試験における二段階選考 その他特別入学試験における二段階選考	第1次選考 10,000円 第2次選考 25,000円
科目登録について	外国人留学生入学試験 その他外国人留学生特別入学試験 外国人留学生転入学試験 外国人留学生編入学試験	書類選考および学部独自試験を課す場合 15,000円 書類選考のみの場合 10,000円
試験について	グローバル・コミュニケーション学部 (日本語コース) 入学試験	書類選考および学部独自試験を課す場合 15,000円 書類選考のみの場合 10,000円
成績評価について	国際教育インスティテュート(国際教養コース) 入学試験	15,000円

別表Ⅱ 各学部人材養成目的及び教育課程表（省略）

カリキュラム

履修コース

卒業要件

履修上の注意

科目履修について

単位互換・単位認定について

科目登録について

試験について

成績評価について

心理関連資格

学籍・学費・
履修の関する
重要な
お知らせ

大学学則・
学部一般
内規

学部一般内規

(2024年4月1日改正)

学年暦

別に定める「学年暦」は、年間の行事を示し特別の通知・掲示がない限り、このとおり行われる。行事の詳細については、その都度指示する。

学籍番号

- 1 学生には、入学と同時に学籍番号が付与され、在学する期間を通じて変わらない。
- 2 第2年次転入学生及び編入学生には、第2年次生の入学年度を冠した学籍番号が付与される。
- 3 第3年次転入学生及び編入学生には、第3年次生の入学年度を冠した学籍番号が付与される。
- 4 再入学生には、再入学を許可された年次に該当する入学年度を冠した学籍番号が付与される。

学生証

- 1 学生証は、本学の学生であることを証明するもので、常に携帯しなければならない。
- 2 学生証は、卒業、退学及び除籍の場合は、直ちに返納しなければならない。
- 3 学生証を紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。ただし、別に定める手数料を納入することを要する。
- 4 学生証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

履修科目の登録

- 1 履修する科目は、学年暦に定められた期間に登録しなければならない。ただし、在学留学が認められた場合は、これによらないことがある。
- 2 合格となった科目は、再度登録履修することはできない。
- 3 各年次で登録履修できる単位数は、春学期及び秋学期合計50単位に満たない範囲内において学部の定めるところによる。
- 4 前項の規定にかかわらず、転入学生及び編入学生的登録履修できる最高単位数は、学部の定めるところによる。

成績評価

- 1 成績評価は、学年暦に定められた期間に実施される期末試験、期末試験以外の評価に基づき、多面的に行われる。
- 2 成績は、成績原簿に記録される。
- 3 不合格となった科目を再履修し、合格となった場合は、直近の不合格の評価のみ改変される。

期末試験

1 受験上の注意

- (1) 学費未納のままでは受験できない。
- (2) 未登録の授業科目は、受験できない。
- (3) 授業日数の3分の2以上の出席がない場合は、科目担当者の判断によって、受験資格を取り消すことがある。
- (4) 試験には、必ず学生証を持参しなければならない。
- (5) 試験に15分以上遅刻した者は、受験を許さない。また、試験開始後30分経過するまでは退室できない。
- (6) 試験にかかる不正行為があつて、当該学部教授会がそれを認定した場合は、その試験が実施された学期中の全科目を不合格とし、これを公表する。ただし、当該学部が定める科目については除く。
- (7) その他試験に関する注意事項等は別に定める。
- (8) 上記(1)から(7)の注意事項は期末試験以外の評価に適用することがある。

2 追試験

- (1) 病気又はやむを得ない事由のために、期末試験又は学部教授会が認める期末試験以外の評価を受けることができなかった者に追試験を行うことがある。やむを得ない事由は別に定める。
- (2) 受験希望者は、追試験願を、当該科目試験日の翌日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、課外活動のため受験できない場合、追試験願は事前に提出し承認を受けなければならない。
- (3) 追試験願には、当該試験を受験できなかつた事由を証明する書類を添付しなければならない。必要な証明書類は別に定める。
- (4) 追試験ごとに1,000円の追試験料を納入しなければならない。

届書・願書

届書及び願書には、次のようなものがある。

1 届書

- (1) 欠席届 授業科目担当者名明記、理由書（診断書等）添付のこと。
- (2) 改姓(名)届 戸籍抄本添付のこと。
- (3) 性別変更届 戸籍抄本添付のこと。
- (4) 住所変更届
- (5) 連帯保証人変更届 新旧連帯保証人併記のこと。

2 願書

- (1) 休学願 理由記載、適宜証明書類添付のこと。
- (2) 退学願 理由記載のこと。
- (3) 再入学願 理由記載のこと。
- (4) 通称名使用願 診断書添付のこと。

- (5) 旧姓名使用願 戸籍抄本等、旧姓名を確認できる証明書類添付のこと。
- (6) 在学留学願 留学する大学の入学許可書添付のこと。
- (7) 転学部・転学科願 理由記載のこと。
- (8) 追試験願 理由及び受験科目名記載のこと。

以上の各種届書及び願書は、所定様式により提出する。必要によっては、当該学部教授会の審議を経て処理される。

教室使用願、物品使用願等は、願い出責任者を明記のうえ、教育支援機構教務部に提出すること。

再入学

- 1 退学日又は除籍日から5年以内は、当該学部教授会の審議を経て、再入学を許可する。5年を経過したときは、試験のうえ、教授会の判定によって再入学を許可する。
- 2 再入学の時期は、学期の始めとする。
- 3 再入学を許可する学部・学科等は、退学又は除籍時の学部・学科等とする。ただし、退学又は除籍時の学部・学科等が存在しない場合及び学生募集が停止されている場合は、当該学生の再入学願を審議する学部教授会は、学長が指定する。
- 4 再入学を許可する年次、修業年限及び在学年限は、再入学前に在籍していた期間により定める。
- 5 再入学生の教育課程は、再入学を許可された年次に在籍する学生と同様とする。

転学部・転学科

- 1 転学部及び転学科は、やむを得ない事情の生じた場合に限り、第2年次から第3年次に進むとき、関係学部教授会の審議を経て許可することができる。なお、学部教授会が特に必要と認めた場合は、第1年次から第2年次に進むときも当該学部内において転学科を許可することができる。
- 2 いったん転学部・転学科を許可した学生の再転学部・転学科は認めない。
- 3 転学部・転学科願書の受付期限は秋学期講義最終日とし、許可決定の時期は、当該年度の終わりとする。

学士入学

学士入学は、転入学・編入学試験を受けなければならない。ただし、本学卒業生は、同一学部学科への学士入学は認められない。

免許資格課程登録料

免許資格課程を登録する者は、次の各号の免許資格課程登録料を納入しなければならない。

- (1) 教職課程 30,000円
- (2) 博物館学芸員課程 10,000円
- (3) 図書館司書課程 10,000円

2 免許資格課程登録料の詳細は、別に定める。

教育実習費

教育実習を登録する者は、登録と同時に実習費を納めなければならない。

諸会費

本学が代理徴収を行う学会、父母会及び卒業生団体の諸会費は、所定の期日までに納入しなければならない。

定期健康診断

学生は、毎年、学期始めに行う定期健康診断を必ず受けなければならない。疾病その他やむを得ない理由によって定期健康診断を受けることができなかった者は、その理由のなくなつた後、速やかに受けなければならない。

附 則

この内規は、2024年4月1日から施行する。

外国留学に関する諸規程

外国の大学に留学する学生の取扱いに関する内規

(設置)

第1条 本学の学部又は大学院の学生が、本学の教育課程の一環として学則第27条の2、大学院学則第20条の2、専門職大学院学則第29条又は法科大学院学則第15条により留学する場合は、この内規の定めるところによる。

(教育機関の定義)

第2条 この内規にいう外国の大学とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育機関をいう。

2 外国の大学の調査認定は、学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会が行う。

(留学の定義)

第3条 この内規にいう留学とは、本学の許可を受けて外国の大学に在学し、科目を履修し、又は研究指導を受けることをいう。

(条件)

第4条 この内規の適用を受けて留学する学生は、次の要件を満たさなければならない。ただし、大学院学生には適用しない。

- (1) 本学に1年以上在学していること。
- (2) 30単位以上修得していること。

2 前項第2号は、当該学部教授会の認める特別の事情がある場合には、適用しない。

(学籍)

第5条 この内規の適用を受けて留学する学生の本学学籍上の取扱いは、在学留学とし、休学としない。ただし、学生が休学を認められ、外国の大学で学修する場合は、この内規は適用しない。

(期間)

第6条 在学中に留学できる期間は、1年以内とする。在学留学期間の算定は、留学先大学の別にかかわらず、当該教育課程における在学留学期間の通算にて行う。

2 当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の認める特別の事情がある場合は、1年間を限度として、在学留学期間の延長を許可する。

(履修)

第7条 留学する大学での履修については、留学前に留学する大学の授業科目を検討した上、当該学部又は研究科の指導を受けなければならない。

(学生納付金)

第8条 この内規の適用を受けて留学する学生は、留学中所定の学生納付金を納入しなければならない。

(手続)

第9条 外国の中立に留学する学生で、この内規の適用を希望する場合は、在学留学願を当該学部長又は研究科長を通じて学長に提出するものとする。

2 出発・帰国に際しては、留学出発・帰国届を当該学部長又は研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

3 在学留学期間の延長を願い出る場合は、在学留学延長願を当該学部長又は研究科長を通じて、学長に提出するものとする。

(単位認定)

第10条 単位認定を受けようとする者は、帰国後速やかに、次に掲げる必要書類（留学した大学の発行するもの）を添付した取得単位認定願を、当該学部長又は研究科長に提出するものとする。

- (1) 成績証明書（時間数、単位数、科目名を明記したもの）
- (2) 指導教員又はこれに準ずる教員の所見を記したもの
- (3) 受講した科目の内容を説明した教授細目
- (4) 大学履修要項

2 当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会は、関係機関と協議の上審議し、留学した大学での取得単位を学則の定めるところにより認定することができる。

(帰国後の登録及び履修)

第11条 留学した学生の帰国直後の春学期又は秋学期における登録及び履修については、当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会が出国時までの履修状況等を勘案し、特別の措置を講ずることがある。なお、設置科目によっては関係機関との協議を必要とする。

(事務)

第12条 この内規に関する事務は、国際連携推進機構国際センター国際課が取り扱う。

(改廃)

第13条 この内規の改廃は、教務〔国際〕主任会議及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2015年4月1日から施行する。

同志社大学外国協定大学派遣留学生に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、同志社大学外国協定大学派遣留学生制度を設け、本学の外国協定大学に学生を派遣し、もって本学建学の精神である国際主義を体得した学生を養成することを目的とする。

(定義)

第2条 この制度による外国協定大学派遣留学生とは、本学と外国の大学との大学間協定に基づき、学長の推薦により、外国の大学に留学する学生をいう。

(取扱い)

第3条 外国協定大学派遣留学生として留学をする場合は、この内規によるほか、「外国の大学に留学する学生の取扱いに関する内規」の定めるところによる。

(出願条件)

第4条 外国協定大学派遣留学生として出願できる学生は、学力、人物共に優秀で本制度の趣旨をよく理解し、留学年度の4月1日現在、学部2年次生以上の者又は大学院に在学中の者とする。

(義務)

第5条 外国協定大学派遣留学生として留学を希望する学生は、募集要項に定める出願書類を指定された期日までに提出しなければならない。

(推薦方法)

第6条 外国協定大学派遣留学生は、学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の推薦に基づき、教務〔国際〕主任会議の審議を経て、学長が候補者を決定し、留学先大学に推薦する。

(候補者の決定)

第7条 外国協定大学派遣留学生の最終決定は、留学先大学による当該留学生の受け入れ決定に基づき、学長がこれを行う。

(留学期間)

第8条 留学期間は、留学先大学の正規の1年以内とする。ただし、当該学部教授会、研究科教授会又は研究科委員会の認める特別の事情がある場合は、教務〔国際〕主任会議の審議を経て、学長が外国協定大学への在学留学期間の延長を認めることができる。

(事務)

第9条 この内規に関する事務は、国際連携推進機構国際センター国際課が取り扱う。

(改廃)

第10条 この内規の改廃は、教務〔国際〕主任会議及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2015年4月1日から施行する。

カリキュラム

履修コース

卒業要件

履修上の
注意

科目履修に
ついて

単位互換・
単位認定に
ついて

科目登録に
ついて

試験について

成績評価に
ついて

心理関連資格

学籍・学費・
履修の関する
重要な
お知らせ

大学学則・
学部一般
内規

学業履修について

本学のカリキュラム（教育課程）は、各学部・学科の教育上の目的を達成するために、学部ごとに定められています。本学において卒業するためには、所定の単位を修得し、この課程を修めなければなりません。

各学部のカリキュラムに定める授業科目の登録・履修にあたっての詳細な説明・手続については、本要項および各学部ごとに作成されている『登録要領』を参照してください。なお、各授業科目の内容については『シラバス』を参照してください。

障がいのある学生への受講に対する配慮

身体、精神・発達等に障がいのある学生が、他の学生と等しい条件のもとで科目を受講できるよう、「合理的配慮」について検討します。

合理的配慮を希望される場合は、スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室（SDA室）までご相談ください。

単位制

単位制とは、各学部ごとに定められた授業科目を登録・履修し、試験に合格することによりそれぞれの授業科目の所定の単位を得、修業年限中に卒業に必要な単位数を修得していく制度です。

現在の我が国の大制度は単位制度を基本としており、下記に記載している学則のとおり、1単位は、教室等での授業時間と準備学習や復習の時間を合わせて標準45時間の学修を要する教育内容をもって構成されています。授業だけでなく、準備学習や復習の時間の重要性をよく理解しておくようにしてください。

卒業必要単位数は学部によって異なるので、所属学部の欄を参照してください。学部授業科目的単位数の計算は、次の基準によります（学則第9条3項4項）。

3 授業科目的単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習、実技等については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める。

4 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目的については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

また、本学では、文部科学省令である大学設置基準や文部科学省通知に基づき、同志社大学学則第9条の5において、多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で履修させる授業（遠隔授業）により修得する単位は、各学部における卒業に必要な単位数から64単位を除いた単位数を上限として、卒業に必要な単位とするとることができますと定めています。シラバス等で表示される「学則第9条の5対象科目」の修得単位数の合計に留意して、履修計画を立てる必要があります（学則第9条の5）。

授業時間

本学における授業時間は1講時について90分とし、これを2時間と計算しています。例えば、「春学期・週2時間」とは、春学期期間中に90分の授業が週1回行われるということであり、「秋学期・週4時間」とは、秋学期期間中に90分の授業が週2回行われるということです。

講時	授業時間
1	9:00 ~ 10:30
2	10:45 ~ 12:15
3	13:10 ~ 14:40
4	14:55 ~ 16:25
5	16:40 ~ 18:10
6	18:25 ~ 19:55
7	20:10 ~ 21:40

休講

授業は、学年暦によって行われますが、担当者の公務、出張、学会、病気などによって休講となる場合もあります。休講に関する情報は本学学修支援システムDUET（以下DUETという）で確認することができます。急な休講や休講取消もありますので、DUETを適宜確認するようにしてください。なお、休講情報もなく、講義が始まらない場合は各キャンパスの教務センターへ申し出て、確かめるようにしてください。

補講

補講に関する情報は、DUETで確認することができます。日時、教室などをよく確認して受講してください。

集中講義

科目によっては、特定期間内に集中して行う講義（集中講義）があります。

授業教室

(1) 学部授業時間割表は、科目登録・履修に必要な書類とともに、各自に配付されますが、それ以後の教室変更などは、DUETでお知らせしますので、よく注意してください。なお、秋学期開講科目的学部授業時間割表は、9月中旬にあらためて公開、配付します。

(2) 開講当初の授業教室は、学部授業時間割表に記載しています。授業教室は登録者数の増減により変更することがありますので、DUETで変更教室を確認のうえ、授業に出席してください。

(3) 授業教室名はすべて略号と教室番号で記載されています（次頁表）。例えば、京田辺校地の場合「I-201」は知真館1号館201番教室（2階）、「KD202」は恵道館202番教室（2階）を、また、今出川校地の場合「Z地1（ZB1）」は尋真館地下1番教室（地階）、「S32」は至誠館32番教室（3階）を表すものです。

(4) 授業教室は、臨時に変更することがあります。この場合は「臨時教室変更」としてDUETでお知らせしますので、その講時のみ変更された教室で受講してください。

カリキュラム	[京田辺キャンパス]		
	略号	館名	
	(T C) 1	知真館1号館	
	(T C) 2	知真館2号館	
	(T C) 3	知真館3号館	
	K D	恵道館	
	T S	頌真館	
	M K	夢告館	
	J M	情報メディア館	
履修コース	R M	ローム記念館	
	K R	交隣館	
	R G	理化学館	
	I N	医心館	
	Y E	有徳館西館	
	Y M	有徳館東館	
	S C	至心館	
	K C	香知館	
	H S	報辰館	
卒業要件	S O	創考館	
	C G	知源館	
	S J	知証館南館 心理学実験室	
	D	知証館南館 電気系実験実習棟	
	I J	知証館北館 機械系実験実習棟	
	M S 1	知証館北館 機械実習工場	
	M S 2	実習工場別棟	
	H C	訪知館	
	B J	磐上館	
科目履修について	K H H	香柏館高層棟	
	K H L	香柏館低層棟	
	D V	デイヴィス記念館	
	T W	体育シャワー棟	
	[今出川キャンパス]		
	N	寧静館	
	M	明徳館	
	S	至誠館	
	K	弘風館	
履修上の注意	G	神学館	
	F	扶桑館	
	C L	クラーク記念館	
	H	博遠館	
	T	徳照館	
	K E	光塩館	
	R Y	良心館	
	[新町キャンパス]		
	Z	尋真館	
単位互換・単位認定について	R	臨光館	
	S S	新創館	
	K S	渓水館	
	[烏丸キャンパス]		
	S K	志高館	
	[室町キャンパス]		
	K M B	寒梅館	
	[大阪サテライト]		
	O S	大阪サテライト	
科目登録について	情報教室(京田辺キャンパス)		
	略称	教室名	館名
	J M101	情報メディア館演習室1	情報メディア館1階
	J M102 A ~ C	情報メディア館情報道場1~3	情報メディア館1階
	J M201 ~ 206	情報メディア館201~206番教室	情報メディア館2階
	J M301 ~ 306	情報メディア館301~306番教室	情報メディア館3階
	J M402 ~ 406	情報メディア館402~406番教室	情報メディア館4階
	T S101 ~ 102	頌真館101~102番教室	頌真館1階
	TS202	頌真館202番教室	頌真館2階
試験について	情報教室(今出川キャンパス)		
	K 21~22~25	弘風館21~22~25番教室	弘風館2階
	RY307~315	良心館307~315番教室	良心館3階
	情報教室(新町キャンパス)		
	R 303~304	臨光館303~304番教室	臨光館3階
	情報教室(烏丸キャンパス)		
	SK地1・地9	志高館地下1・地下9番教室	志高館地階
	K S R	继志寮	
	[新町キャンパス]		

授業の録音・録画等について

科目担当者が事前に許可した場合を除き、次の行為を禁止します。

(1)授業の撮影(黒板・スクリーン等の撮影を含む)

(2)授業の録音・録画

(3)授業において配付した資料の複写

(4)視聴のためにサーバ等に保存した授業動画のダウンロード

(5)上記(1)~(4)により取得したものの第三者への譲渡・公開等

成績評価の方法について

本学の成績評価は、期末試験、期末試験以外の評価により、多面的に行います。

1. 期末試験

各学期末の定められた期間に行われる試験を期末試験といいます。期末試験は教室で行われるものとレポートを含みます。

2. 期末試験以外の評価

期末試験以外の評価の方法には、レポート、小テスト、オンラインテスト、平常点等が含まれます。期末試験以外の評価は授業内で実施されるものだけでなく、授業時間外に取り組む課題も含まれます。

3. 追試験

病気またはやむを得ない理由のために、期末試験または学部教授会が認める期末試験以外の評価を受けることができなかった場合に限り行われる試験を追試験といいます。受験希望者は以下の点に注意してください。

a. 当該科目的試験日の翌日から起算して3日以内(窓口業務休止日を除く)に、追試験願を所属学部・研究科窓口に提出しなければならない。ただし、課外活動のために受験できない場合、追試験願は事前に提出し承認を受けなければならない。

b. 追試験願には、当該試験を受験できなかった事由を証明する以下の書類を添付しなければならない。

c. 追試験ごとに1,000円の追試験料を必要とする。ただし、裁判員制度および検察審査会制度を事由とする追試験については、追試験料を免除する。なお、追試験を未受験であった場合でも追試験料は返還しない。

d. 追試験は通常の試験と同等に評価される。減点はされない。

e. レポートは追試験の対象にはならないが、提出締切日・時間に突発的な事故等やむを得ない事由により、提出締切時間間に間に合わなくなってしまった場合は、必ず提出締切時間までに提出先に連絡を取り、指示を受けること。

f. 追試験も何らかの事情により受験できなかった場合には、これに対する追試験は実施しない。

対象事由例	必要な証明書類
本人の病気、怪我	医師の診断書(試験当日安静が必要である旨の記載が必要) 学校感染症の場合は、大学所定の『学校において予防すべき感染症』罹患証明書でも可
親族(2親等内)の死亡 (適用期間は次のとおりとする。 ・死亡日を1日目とした7日以内。 ・死亡前日を1日目として遅った3日以内。)	死亡診断書、会葬案内等
教育実習	免許資格課程センター事務室の証明書
介護等体験	免許資格課程センター事務室の証明書
館園実習	免許資格課程センター事務室の証明書
社会福祉援助、精神保健福祉援助に関する実習	社会学部・社会学研究科事務室の証明書
公認心理師に係る心理実習	心理学部・心理学研究科事務室の証明書
就職試験 (採用に関わらないインターンシップや説明会等は除く。)	企業等が発行する就職(採用)試験受験証明書(注)(大学所定用紙あり)
大学院入学試験	当該大学院が発行する受験証明書
正課科目的インターンシップ	キャリアセンター、または大学コンソーシアム京都が発行する証明書
大学コンソーシアム京都単位互換科目、同志社女子大学単位互換科目の定期試験	当該科目設置大学が発行する受験証明書
国家試験	当該試験の受験票
課外活動	事前届出に基づく学生支援センターの証明書
災害	被災証明書
路線の遅延、不通 (通学証明書に記載された通学区間ににおける路線の15分以上の遅延の場合に限る。)	交通機関が発行する延着証明書
裁判員制度 ・裁判員候補者として裁判員等選任手続に参加 ・裁判員、補充裁判員として職務に従事	裁判所が発行する証明書
検察審査会制度 ・検察審査員、補充員として職務に従事	検察審査会事務局が発行する証明書

(注) 対象事由が発生した場合は、企業等に証明書の作成を依頼してください。依頼にあたり不明点等ある場合は、キャリアセンターに問い合わせてください。

4. 期末試験に関する注意事項

受験上の注意

- (1) 受験のためには次の条件を備えていることが必要です。
 - a. 有効な登録がなされた科目であること。
 - b. 学費納入が済んでいること。
 - c. 科目担当者の指定する条件を備えていること。なお、授業日数の3分の2以上の出席がない場合は、科目担当者の判断によって、受験資格を取消すことがある。
- (2) 試験場においては次のことを守らなければなりません。
 - a. 指定された試験場で受験すること。
 - b. 必ず学生証を持参し、机上に提示すること。万一、持参しなかった場合は、その試験の始まる前に証明書自動発行機(発行手数料100円)で仮学生証を発行すること。
 - c. 持込みを許された物以外はすべて鞄・袋などに入れること。なお、携帯電話(スマートフォンを含む)、パソコン(モバイルPC等を含む)、タブレット端末、スマートウォッチ等の通信機器、携帯音楽プレーヤー等の携帯型録音再生機器等(以下「携帯機器類」という。)については、電源を切って鞄や袋などにしまうこと(携帯機器類は時計代わりの使用も認めない)。
 - d. 試験開始より15分以上遅刻したものは受験できない。また、試験開始後30分を経過するまでは退室できない。
 - e. 受験者は学生証と答案用紙の氏名との照合確認を受けること。
 - f. 答案用紙の学生ID、氏名は必ずペン書きとする。
 - g. 試験を放棄する場合も答案用紙に学生ID、氏名を記入して提出すること。答案用紙を持ち帰ってはならない。
 - h. その他すべて試験監督者の指示に従うこと。
- (3) 次の場合には、その答案は無効とみなされることがあります。
 - a. 無記名の場合。
 - b. 指定された試験場で受験しなかった場合。
 - c. 氏名を訂正した場合。
- (4) 次の行為は、不正行為として取り扱います。
 - a. 本人以外の者が、本人になりすまして試験を受けること。
 - b. 試験を受験するにあたって、机上や衣服、身体等に書き込みをすること。
 - c. 試験を受験するにあたって、持ち込みや使用を認められたものに書き込みをする等、本来の使用目的と異なる使い方をすること。
 - d. 試験時間中に、カンニングペーパー類や持ち込みを許可されていない参考書・ノート類を持ち込んだり、他の受験生の答案を見ること、他の人から答えを教わること。
 - e. 試験時間中に、答えを教える等の他の受験生を利用すること。
 - f. 答案用紙配付から回収までの私語や答案の見せ合い、交換すること。
 - g. その他、試験監督者の指示に従わないこと。
- (5) 次の行為は、不正行為として取り扱う場合があります。
 - a. 試験時間中に、使用を認められていない用具を使用して解答すること。

講 時	試 験 時 間
1	9:20～10:30
2	11:00～12:10
3	13:25～14:35
4	15:05～16:15
5	16:45～17:55
6	18:25～19:35
7	20:05～21:15

窓口受付時間（開講期間）

今 出 川 ※	今出川キャンパス教務センター 文学部、法学部、経済学部、今出川校地教務課、 免許資格課程センター事務室、 全学共通教養教育センター事務室	月～金曜日	土 曜 日
		9:00～11:30 12:30～17:00 総合窓口 8:40～17:00	総合窓口のみ 8:40～11:30 12:30～17:00
新町総合窓口 社会学部事務室、政策学部事務室	9:00～11:30 12:30～17:00 総合窓口 8:40～17:00		閉 室
神学部事務室	9:00～11:30 12:30～17:00		閉 室
商学部事務室	9:00～11:30 12:30～17:00		閉 室
グローバル地域文化学部事務室	9:00～11:30 12:30～17:00		閉 室
国際教育インスティテュート事務室 国際教養教育院事務室	9:00～11:30 12:30～17:00		閉 室
京田辺キャンパス教務センター 生命医科学部、スポーツ健康科学部、心理学部、 グローバルコミュニケーション学部、 免許資格課程センター事務室、京田辺校地教務課	9:00～11:30 12:30～17:00 総合窓口 9:00～17:00		閉 室
文化情報学部事務室 理工学部事務室	9:00～11:30 12:30～17:00		閉 室

登録期間、休暇期間は受付時間が変わります。窓口受付時間が変更になる場合は、大学HP、掲示等によってお知らせします。
※ 教務センターの総合窓口では、一般的な質問の受付等を行います。

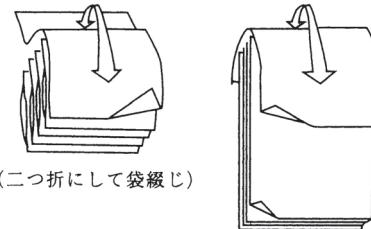
- b. 試験監督者の試験開始の指示の前に解答を始めること。
- c. 試験監督者の試験終了の指示の後に、筆記用具や消しゴムを持ち続けていたり、解答を続けていたりすること。
- d. 試験場において、他の受験生の迷惑となる行為をすること。
- e. 試験時間中に、携帯電話(スマートフォンを含む)、パソコン(モバイルPC等を含む)、タブレット端末、スマートウォッチ等の通信機能を有する機器、携帯音楽プレーヤー等の携帯型録音再生機器等(以下「携帯機器類」という。)を身に付けていたり、指示された以外の場所・状態で保管していること。
- f. 試験時間中に、携帯機器類・時計等の音(着信、アラーム、振動音等)を鳴らすこと。
- g. その他、試験の公平性を損なう行為をすること。

- (6) 上記の(4)または(5)に該当する行為があつて、当該学部教授会がそれを不正行為と認定した場合は、その試験が実施された学期中の全科目を不合格(2004年度生以降)または0点(2003年度生以前)とし、これを公表します(ただし、当該教授会が定める科目については除く)。

期末試験として実施するレポートの注意

- (1) レポート提出時は、次のことに注意すること。
 - a. レポートには所定の表紙(同志社生協で販売又は、https://www.doshisha.ac.jp/students/curriculum/exam_type.htmlでダウンロード可)を付けること。
 - b. 表紙およびレポート受領書は、ペン書きのこと。
 - c. 学生証を持参のうえ、必ず本人が提出すること。郵送は認めない。
 - d. 提出締切日・時間に遅れたレポートは、受け付けない。ただし、提出締切日の突発的な事故等やむを得ない事由により、提出締切時間に間に合わない場合、必ず提出締切時間までに提出先に連絡を取り指示を受けること。
 - e. 一度提出したレポートは、提出締切日前であっても加筆・修正はできない。
 - f. レポート受領書は、評価が出るまで大切に保管すること。

〈見本〉 原稿用紙 レポート用紙



(2) レポートに関する不正行為について。

次のようなレポートの不正作成は、教室で行われる試験と同様に不正行為として取扱い、教授会が認定した場合は学部一般内規に従って処分の対象となります。

- a. レポートの作成にあたって、他人の著作物やWEB上の情報等を参照・引用したにもかかわらず、引用部分の明示や出典の記載もなく、自身で作成したように記述すること。
- b. 他人が作成したレポートを自身が作成したものとして提出すること。

- c. 他人に依頼し作成させたレポートや電子的なツールやソフト等に指示し生成させたレポートを自身が作成したものとして提出すること。
- d. 他人に依頼されてレポートを作成すること。
- e. 転記目的で他人が作成したレポートの提供を受けること、また自分が作成したレポートを転記目的で他人に提供すること。
- f. その他、レポートの公平性を損なう行為をすること。

5. 期末試験以外の評価について

期末試験以外の評価においても、評価の方法により、上記「4. 期末試験に関する注意事項」が適用されることがある。同様に、上記「3. 追試験」の対象となることもあるので、詳細は所属の学部・研究科事務室窓口に照会すること。

学業成績

成績評価

(1) 2004年度生以降

- a. 学業成績は以下の基準にしたがい A、B、C、D、F の 5 段階で評価され、D 以上が合格、F が不合格です。就職用成績証明書等、本学以外で使用するために発行する学業成績証明書には、D 以上の評価を得た科目とその成績に加えて、履修した全ての科目の G P A (Grade Point Average) が記載されます。

判定基準

評価	評点	判定内容
A	4.0	特に優れた成績を示した
B	3.0	優れた成績を示した
C	2.0	妥当と認められる成績を示した
D	1.0	合格と認められる最低限度の成績を示した
F	0.0	合格と認められるに足る成績を示さなかった

- b. G P A は、A ~ F の段階で評価された全科目の評価を評点に換算して、その単位数で加重平均することによって算出されます。G P A の算出方法は次のとおりです。

$$G P A = \frac{(\textcircled{A} \times 4.0 + \textcircled{B} \times 3.0 + \textcircled{C} \times 2.0 + \textcircled{D} \times 1.0 + \textcircled{E} \times 0.0)}{(\textcircled{A} + \textcircled{B} + \textcircled{C} + \textcircled{D} + \textcircled{E})}$$

(\textcircled{A} ~ \textcircled{E} は A ~ F の評価が付いた科目の単位数の合計)

(2) 2003年度生以前

- a. 学業成績の評価は、100点満点で60点以上が合格、それに満たないものは不合格です。ただし、就職用成績証明書等、本学以外で使用するために発行する学業成績証明書には優、良、可（英文の場合は A、B、C）による評価が使用されます。優（A）は 100~80 点、良（B）は 79~70 点、可（C）は 69~60 点です。
- b. 平均点は、合格点に達している科目の得点を、その単位数で加重平均することによって算出されます。加重平均の算出方法は次のとおりです。

$$\text{平均点} = \frac{(\text{各科目の得点} \times \text{単位数}) \text{ の合計}}{\text{総単位数}}$$

成績発表

履修科目の成績は、春学期末（9月中旬）と秋学期末（3月中旬）に各自に通知します。それ以前の成績の照会には応じません。

採点質問

成績評価に関する質問や異議申し立てをしたい場合は、定められた成績通知日から 1 週間以内に、所属の学部・研究科窓口に採点質問票を提出してください。

不合格科目

(1) 2004年度生以降

F 評価であった科目を再び履修して D 以上の評価を得た場合は、直近の F 評価についてのみ GPA に算入されません。

ただし、一部の科目については取扱いが異なる場合がありますので、各学部の配布物等を参照してください。

(2) 2003年度生以前

不合格となった科目を再び履修して合格点を得た場合は、以前の不合格点は合格点に変更されます。

卒業の可否発表

卒業の可否の発表は 2 月下旬から 3 月上旬の卒業判定教授会終了後、各学生（父母住所宛）に通知します。それまでは、成績および卒業可否についての問い合わせには一切応じません。

クレーム・コミッティ制度

科目担当者との直接的なコミュニケーションでは解決できない授業内容や授業方法に関する改善の要望がある場合は、所属の学部・研究科窓口に相談してください。学部・研究科で相談の内容を確認後、必要に応じて各学部等のクレーム・コミッティが事実関係を調査し、クレームに関わる一連の対応について回答します。

なお、いかなる場合であっても、相談者の学生 ID や氏名が科目担当者に明かされることなく、また相談によって決して不利益を被ることはありません。

欠席届

授業に欠席し、その理由を科目担当者に伝える場合は、欠席届を利用します。欠席届の用紙は学部・研究科事務室または各キャンパス教務センターで配布していますので、必要事項を記入の上、科目担当者に直接提出してください。なお、欠席届は任意で提出するものですので、届出必要科目は各自で判断してください。

○提出の際の留意点

- ・欠席届は、欠席の事由を科目担当者へ伝える届です。本学には「公欠」の制度はありませんので、「追試験の対象となる事由」に該当する事由か否かにかかわらず、欠席届の取扱い（欠席扱いにしない・する等）は、担当者の判断に委ねられます。
- ・欠席の事由を客観的に証明する書類がある場合は、欠席届に添付して提出してください（コピーでも可）。

例）病気の場合は「診断書」

※ ただし、欠席の事由が以下に該当する場合は、まずそれぞれの窓口に申し出で相談してください。

事由	相談窓口
学校感染症罹患による出席停止	所属の学部窓口
免許資格課程が必修としている正課科目の実習（教育実習、博物館実習、図書館演習）や介護等体験に参加	免許資格課程センター事務室（各キャンパス教務センター内）
資格取得に必修となっている正課科目の実習に参加、など	当該科目の設置学部・研究科事務室、所属の学部窓口
裁判員制度によるもの	所属の学部窓口
検察審査会制度によるもの	所属の学部窓口

路線の不通または暴風警報・特別警報発表に伴う 授業・期末試験の実施について

路線が不通の場合や暴風警報、特別警報が発表された場合には、授業および期末試験の実施について以下の措置をとります。

I. 路線が不通の場合

- 「I. 対象となる路線」の定める条件に合致した場合、発生時の次の講時から授業休講・期末試験中止とします。
- 開通後は、「2. 開通時刻と授業・期末試験開始講時」により開始講時を決定します。
- 該当交通機関の事故等による一時的な運転見合わせの場合には、平常どおり授業・期末試験を実施しますのでご注意ください。

I. 対象となる路線

次のイ、ロ、ハのいずれかひとつの条件に合致する場合、発生時の次の講時から授業休講・期末試験中止とします。

[今出川校地]

イ. 京都市営バスおよび地下鉄が同時に全面不通の場合

ロ. 次表のa～dの2以上が同時に不通（全面または部分を問わず）の場合

路線		
a	阪急電車	京都河原町～大阪梅田間
b	京阪電車	出町柳～淀屋橋間
c	近鉄電車	京都～大阪難波間（大和西大寺経由）
d	JR	神戸～米原間

[京田辺校地]

イ. 京都市営バスおよび地下鉄が同時に全面不通の場合

ロ. 近鉄電車（京都～大和西大寺間）が全面不通の場合

ハ. 次表のa～eの2以上が同時に不通（全面または部分を問わず）の場合

路線		
a	阪急電車	京都河原町～大阪梅田間
b	京阪電車	出町柳～淀屋橋間
c	近鉄電車	京都～大阪難波間（大和西大寺経由）
d	JR	神戸～米原間
e	JR	木津～京橋間

2. 開通時刻と授業・期末試験開始講時

開通後は、次表の通り、開始講時を決定します。

授業・期末試験開始講時（※期末試験の時間帯は、授業時間と異なりますのでご注意ください。）

開通時刻	開始講時
6時30分までに開通	1講時から実施（平常どおり）
10時40分までに開通	3講時から実施
15時55分までに開通	6講時から実施
15時56分時点で不通が継続中	全講時休講

※司法研究科の期末試験開始講時は次表の通りとします。

期末試験開始講時

開通時刻	開始講時
6時30分までに開通	1講時(9時30分)から実施(平常どおり)
10時00分までに開通	2講時(13時00分)から実施
12時30分までに開通	3講時(15時30分)から実施
12時31分以後に開通	全講時実施しない

II. 暴風警報あるいは特別警報発表の場合

- 「1. 警報発表対象地域」に示す表の府県予報区、一次細分区域、市町村等をまとめた地域、または二次細分区域のいずれかひとつを対象に暴風警報あるいはなんらかの特別警報が発表された場合、発表時の次の講時から、その日の授業・期末試験の実施を中止します。
- ただし、発表された時点で、すでに実施中もしくは開始直前の授業・期末試験については、警報の緊急性等を考慮の上で、大学がその中止を判断します。
- 特別警報が発表された場合、該当地域は非常に危険な状況にあります。特別警報発表地域にいる学生は、各自たちに命を守る行動をとってください。特別警報の種類は問いません。ただし、特別警報発表時に大学構内にいる学生は、大学の指示に従って行動してください。また自宅や通学中の学生で特別警報が発表された地域にいる場合は、自身の判断により、命を守るために最善と思われる行動をとってください。
- 警報解除後、危険が回避されたことが確認された場合には、「2. 警報解除時刻と授業・期末試験開始講時」により開始講時を決定します。ただし、状況判断の上、別途指示することがあります。

I. 警報発表対象地域

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
京都府	南部	南丹・京丹波	南丹市、京丹波町
		京都・亀岡	京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町
		山城中部	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
		山城南部	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
大阪府	大阪府	北大阪	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
		東部大阪	守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市
		大阪市	大阪市
		南河内	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
		泉州	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

2. 警報解除時刻と授業・期末試験開始講時

警報解除後は、次表の通り、開始講時を決定します。

授業・期末試験開始講時（※期末試験の時間帯は、授業時間と異なりますのでご注意ください。）

警報解除時刻	開始講時
6時30分までに解除	1講時から実施（平常どおり）
10時40分までに解除	3講時から実施
15時55分までに解除	6講時から実施
15時56分時点で警報が発表中	全講時休講

※司法研究科の期末試験開始講時は次表の通りとします。

期末試験開始講時

警報解除時刻	開始講時
6時30分までに解除	1講時（9時30分）から実施（平常どおり）
10時00分までに解除	2講時（13時00分）から実施
12時30分までに解除	3講時（15時30分）から実施
12時31分時点で警報が発表中	全講時実施しない。

III. I.、II.にかかわらず、授業・期末試験を行うことが困難もしくは危険であると学長が判断した場合、休講・中止とすることがあります。

IV. I. に定めた路線において計画運休の確定情報が発表された場合、不通となる路線に応じて、授業の休講、期末試験の中止などの措置をとることがあります。

V. 路線の不通や暴風警報・特別警報の発表、荒天・自然災害などにより、平常どおり授業・期末試験を行うことができない時には、大学HP、同志社大学ポータル、DUET、e-class等を利用して、大学や授業担当者から、必要に応じた連絡を行います。
大学HP、同志社大学ポータル、DUET、e-class等をこまめに確認してください。

以上

カリキュラム

履修コース

卒業要件

履修上の
注意

科目履修に
ついて

単位互換・
単位認定に
ついて

科目登録に
ついて

試験について

成績評価に
ついて

心理関連資格

学籍・学費・
履修の関する
重要な
お知らせ

大学学則・
学部一般
内規

春学期	17週(102日)	秋学期	18週(108日)
2025年		2026年	
4月1日(火) 2日(水) 3日(木) 4日(金) 5日(土) 6日(日) 7日(月) 8日(火) 9日(水) 10日(木) 11日(金) 28日(月) 4月29日(火) 5月5日(月) 6日(火) 7月17日(木) 18日(金) 21日(月) 31日(木) 8月1日(金) 1日(金) 7日(木) 9月11日(木) 12日(金) 20日(土) 27日(土)	春学期始め・春学期入学式 新入学生履修指導期間 オンデマンド授業期間 (DO Week) 面接授業開始(注1) 春学期学費納入最終日 休日 振替休日(授業日) 面接授業最終日 期末試験開始 海の日(試験日) 期末試験終了 期末試験予備日・夏期休暇開始 春学期集中講義期間 夏期休暇終了 在学生成績通知(注2) 春学期終り 春学期卒業式・学位授与式	9月21日(日) 24日(水) 25日(木) 26日(金) 27日(土) 28日(日) 29日(月) 30日(火) 10月1日(水) 13日(月) 31日(金) 11月1日(土) 2日(日) 2日(火) 3日(月) 24日(月) 26日(水) 27日(木) 28日(金) 29日(土) 12月24日(水) 25日(木)	秋学期始め・秋学期入学式 オンデマンド授業期間 (DO Week) 面接授業開始 スポーツの日(授業日) 秋学期学費納入最終日 同志社クローバー祭 スポーツフェスティバル 文化の日(授業日) 振替休日(授業日) 創立記念行事週間(休講) 創立記念日(休日) 冬期休暇開始 キリスト降誕日(休日)
※ 1週分のオンデマンド授業は、各学期の面接授業開始以降、成績評価を終えるまでに配信される。		2026年	
(注1) 2年次生以上は前年度3月の成績通知日以降、1年次生は入学式以降、この面接授業開始日までに、先行登録期間及び履修科目登録期間が設定される。		1月6日(火) 7日(水) 12日(月) 19日(月) 20日(火) 23日(金) 2月9日(月) 12日(木) 18日(水)	冬期休暇終了 面接授業再開 成人の日(休日) 面接授業最終日 期末試験開始 創立者永眠の日 期末試験終了 秋学期集中講義期間
(注2) 成績通知日以降、秋学期の面接授業開始日までに、先行登録期間及び履修科目登録変更期間が設定される。		3月上旬	卒業可否通知 在学生成績通知(注3)
(注3) 成績通知日以降、翌年度4月の面接授業開始日までに、先行登録期間及び履修科目登録期間が設定される。		13日(金) 20日(金) 21日(土) 22日(日) 31日(火)	秋学期卒業式・学位授与式 秋学期終り

2025年											
日			月			火			水		
4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
6	7	8	9	10	11	12	5	6	7	8	9
13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15
20	21	22	23	24	25	26	月	18	19	20	21
27	28	29	30				25	26	27	28	29

2026年											
日			月			火			水		
12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
7	8	9	10	11	12	13	10	11	12	13	14
14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18
21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25
28	29	30		28	29	30	25	26	27	28	29

●印は「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

I	II	III	IV	V
授業時間 9:00~10:30	10:45~12:15	13:10~14:40	14:55~16:25	16:40~18:10
VI	VII			
18:25~19:55	20:10~21:40			

同志社大学 心理学部
2025年度生用
履修・登録の手引き

発行 同志社大学 心理学部
〒610-0394 京田辺市多々羅都谷1-3
TEL. 0774-65-8220
2025年4月1日



DOSHISHA UNIVERSITY
Faculty of Psychology